

幕末における御前会議と「有司」

——日本絶対主義形成の特質について——

井 上 勝 生

【要約】 幕末の長州藩を素材として、藩体制の絶対主義化の前進を検証し、絶対主義化の要となった権力機構、推進者、そして権力闘争の展開を検討する。これによって、形成過程の日本絶対主義と幕藩体制の連続の問題、および絶対主義の日本の特質の一端が明らかになると思う。

長州藩の藩体制の絶対主義化は、安政五年の藩政改革から始まる。要となった権力機構は、従来から存在した御前会議である。この改革によって、御前会議は、「規格(掟)」とされ、拡大強化された。御前会議で藩主と政府員が決定した政策は、藩主の親政によるものであり、藩主の上意であるとして、藩士に強制されたのである。まず、このようにして、保守的家臣団の反対が強かった洋式軍制改革が強行される。

やがて御前会議は、藩士大衆の意向を無視して、独自に政策を決定し、これを藩士に強制する機構となる。それを証明する事例のひとつが、文久二年、政府員内部の反対をすらも押し切って、尊王攘夷の藩是を決定した御前会議である。当然、藩士からの、この藩是にたいする反抗は強く、政府は、苦境に陥る。周布政之助、木戸孝允、高杉晋作は、この反抗を抑圧するために、文久三年、藩政改革を行い、江戸と萩に分かれていた藩政府を一元化するなどの、藩制の基本にかかわる改革を行った。権力機構の集中化であり、御前会議も、日常的に藩主が臨席する政事堂へと発展する。

この権力集中を推進したのは、すでに藩政の実権を握り、天保期から「有司」と呼ばれていた、右筆(のち政務座役)を始めとする実務役人である。「有司」の系譜のひとつは、天保改革の指導者、村田清風に始まり、周布、木戸へと続いている。彼らは、いずれも要職の右筆から昇進し、御前会議の主導権を握り、藩の絶対主義化を推進した。

したがって、藩体制の絶対主義化は、実体としては、「有司」の専制、形式としては、藩主の親政という独特の複合した構造を持っている。本稿は、これを「日本的親政の体制」と呼ぶ。文久期までは、藩主の親政という形式が前面に出て、「有司」の専

制は、背景にあった。しかし、反政府派の反抗によって、藩主の弱体が明らかにになり、慶応期には、「有司」の専制の実体が前面に登場する。これは、親政という形式の希薄化であり、この形式から出発した藩体制の絶対主義化の崩壊は、避け難いのである。

長州藩の「有司」は、日本の有司とならざるをえない。

史林 六六巻五号 一九八三年九月

はじめに

絶対主義は、封建制の最後の段階に登場するものであり、封建制を改革したのであって、これを終了させたのではない。したがって、絶対主義国家は、前段階の封建国家と断絶していると同時に、これを継承しているのである。

本稿は、幕末の長州藩を素材として、この断絶と継承の関係を検討したものであるが、大きな見通しとして、長州藩の藩体制の絶対主義化が、安政期の藩政改革から開始されたという見解の上に立っている。まず、藩の支配機構のいかなる部分が絶対主義化の核心になるのかという問題から、日本における封建制から絶対主義への移行の特質について検討を始めたと思う。

第一章 御前会議

第一節 安政五年の藩政改革

安政五（一八五八）年、日米通商条約不許容の勅諭（三月）、井伊直弼大老職就任（四月）という幕末の重大な情勢のなかで、長州藩の藩地の政府は、「藩是三大綱」と呼ばれる政治方針を提起し、やがてこれを藩是とすることに成功した。^①「藩是三大綱」は、「天朝への御忠節、幕府への御信義、且は洞春公（毛利元就、引用史料カッコ内注記は井上、以下も同じ）以来之御忠志を被為継、御孝道にも相協可申」と、朝廷、幕府、藩を並列させる公武合体の路線であり、当時、朝廷と幕府の関

係が緊迫した時期に、「天朝への御忠節」を確認したのである。またこれは、具体的な政策としては、「数ヶ所開港、夷人雑居」では「御国体も不相立」と述べ、「叡慮の通、墨夷(アメリカ)御拒絶」を幕府に求めたのであり、当時の幕政にたいする明快な批判に他ならない。

このような「藩是三大綱」の提起は、長州藩内における政争の新たな展開をもたらした。「藩是三大綱」を提起したのは、前述のように藩地(萩)の政府である。長州藩では、藩地の政府(藩地政府)を国相府、江戸藩邸の政府(江戸政府)を行相府と通称し、もともと「毛利氏の制、国相府(藩地政府)は行相府(江戸政府)を超て外政の表面に立つ能はざる」^②のであり、藩地政府は、この時、かかる慣例を破っていたのである。藩地政府のいわゆる国家老は当職と呼ばれ、江戸政府のそれは当役と呼ばれていた。当職、当役は、永代家老とも別称され、八家ある一門と、これに次ぐ家格の上級家臣団、六〇数家の寄組から選任されるのであり、当時、当職は益田弾正(永代家老出身、禄高二万二〇六二石余)、当役は浦鞆負(寄組出身、禄高三四〇一石余)が当たっていた。^③

藩地政府には、指導的人物、周布政之助と内藤万理助が居り、江戸政府には、坪井九右衛門と、これに連なる内藤兵衛、三宅忠藏が任じていた。前者は、長州藩天保改革の推進者で安政二年に没した村田清風の人脈を継いで周布派を形成しており、一方村田の政敵、坪井は坪井派を形成し、文久二(一八六二)年の坪井切腹後、椋梨藤太に継承されてゆく。村田・周布派と坪井・椋梨派は、天保改革の後、安政五年当時まで交互に藩政を担当していた。

そもそも、この年、藩地政府は、正月二十五日と三月十一日の二度、江戸政府に書翰を送り、「不尋常時勢」(正月二十五日)、「本邦之時運、自は一変」(三月十一日)と述べ、「御自国御持堅之御政道」(正月二十五日)を主張し、江戸政府の対応を求めている。^④そして五月十五日、藩地政府は会議の上、前述のように明快な幕政批判である「藩是三大綱」を決定し、外政にかんする慣行を破って、中心人物、周布政之助を江戸へ派遣したのである。藩主が帰藩した六月下旬、周布派は実権を奪取し、坪井以下の江戸政府員を罷免させた。新たな政府員の構成は、後掲の表Ⅱを参照されたい。

表I 改革綱領の作成過程

	日付	事項	場所	参加者	記事
1	7月21日	(御前会議)	御対面之間	内藤万里助・周布政之助・前田孫右衛門・益田彈正・浦鞆負	地江戸諸役人申合仰付、孰も氣付筋議論
2	7月24日	(御前会議)	御座之間	当役中	按之麻被聞召上
3	7月25日	会議	大書院	当役中・梨羽直衛・清水図書・内藤・周布・石津新蔵・兼重談蔵・前田・渡辺伊兵衛・工藤半右衛門	
4	7月26日	(御前会議)	御対面之間	当役中他全員	昨日会議之趣被聞召上
5	7月28日	御前会議		当役中・内藤・周布・石津・兼重・前田・福原荒助・内藤吉兵衛・松原太郎右衛門・村岡伊右衛門・八谷藤兵衛・実戸九郎兵衛・渡辺・工藤	
8月3日～6日、浦病氣により出勤せず					
6	8月11日	(御前会議)		当役中・手子中	(銘々氣付書提出 予定のところ、 提出は延期)
7	8月14日	(御前会議)			氣付書差上
8	8月24日	(御前会議)	御対面之間	当役中・手子中	氣付筋差上候内、思召＝相叶候御手当之分、今日会議

備考 1) 「浦日記」に拠る。

2) 事項と記事のカッコ内は井上。他は原文のまま。

3) 7月26日の記事から分かるように、7月25日の会議には、藩主は臨席しなかったと思われる。したがって、これは御前会議ではない。

田中彰氏は、村田、周布派と坪井・椋梨派の二つの派閥は、ともに家臣団の中核、大組——八組とも、馬廻組とも言い、藩の正規藩兵を構成し、江戸参勤警固、萩城勤番に従う——の出身者を中心とする能吏の人的結合集団であり、「時に対立し時に交錯しながら」天保改革から安政改革へと藩政を推進させたこと、両者は安政五年以後のように政策レベルで対立するものではなく、したがって後年の「正義派」と「俗論派」の区別は存在しなかったことを明らかにしている^⑤。かくて、この時から、実権を握った周布派は、追放した坪井以下を俗論派と呼び始める。たとえば、同年十一月、外政に関する藩是を述べた中で、周布派政

府は、次のように「俗論」を批判している。

……俗論之通、（毛利家の）御身、上御首、尾相を取繕候儀を尊一にして、御内輪にて、有志者之口を禁し……御大老、御老中之主意に相触候廉々は、悉く被差留、終に先年以來之御建議もいつとなく消磨に及候様取計候は、御大老、御老中よりは、御家来中之柔弱を被見透、いか体之儀、可被申懸哉も難計……^⑤

周布らは、大老井伊直弼や老中の「主意」を恐れ、幕府にたいする辻褄合せをすること（「御身上御首尾相を取繕候儀」）を「俗論」と、公に批判したのであって、幕末期における「俗論」というのは、このように幕藩関係レベルの具体的な意味を持つ規定なのである。周布らの主張によれば、「俗論」では、家臣団の「柔弱」を幕閣に見抜かれ、どのような負担を要求されるかも知れないのである。^⑦長州藩内に形成されていた二つの能吏の派閥は、田中氏が述べたように安政五年まで共通の政策に立っていたのであったが、ここで始めて、幕末の外交、対幕府関係に係わる政策レベルで対立する両陣営に分かれた。周布派の正義派と、坪井・燎梨派の俗論派の両陣営、この妥協し難い二派は、安政五年の政治情勢を背景として分裂したのである。

七月下旬から長州藩江戸政府と藩地政府は萩城で合議し、安政五年藩政改革要項（綱領）の作成作業に入る。表Ⅰは、この作成過程を「浦敷負日記」により整理したものである。^⑧表で分るように綱領の作成には一ヶ月余を要し、御前会議で議論の上、政府員全員が「気付書」（綱領前案）を提出し、さらに採択された「気付書」について会議が催された。「浦敷負日記」に「御前会議」と明記されるのは七月二十八日の条だけであるが、たとえば七月二十六日の記載は、政府員が御対面の間に召し出され、「御間之内へ這入、御側近く進み候而、孰も気付筋議論申上（引用史料のルビは、特に断らない限り、井上）」たのであり、藩主臨席の御前会議を指しているのである。こうして、改革綱領は、七回の御前会議を経て決議され、六二ヶ条の項目を採択した。^⑨この六二ヶ条の綱領が、政府員の「気付書」の単なる寄せ集めではなく、御前会議によって取捨選択されたものであることは、浦が八月十四日に提出した六ヶ条の内、採択されたのが四ヶ条であることによつ

表Ⅱ 改革綱領提出者一覧表

参加者	家格	石高	役職	採択数
毛利筑前	一門	15.985.825	加判役	3
益田正	一一門	12.062.306	加判役	3
毛利雲	一一門	10.855.59	加判役	1
毛利岐	一一門	8.225.435	加判役	2
毛利伊勢	一一門	7.391.289	加判役	2
益田伊豆	一寄組	4.096.072	加判役	1
浦田負	寄組	3.401.432	当職	4
根来主馬	寄組	1.036.01		1
前田孫右衛門	大組	173.553	地方手元役	2
八谷藤兵衛	大組	149.334	遠近方	3
穴戸九郎兵衛	大組	120.外20石 減少石	江戸方用所役	14
内藤万里助	大組	100.	江戸方手元役	5
周布政之助	大組	68.275.外10.4石 減少石	江戸方右筆	14
兼重讓藏	大組	60.	江戸方右筆添役	2
松原太郎右衛門	大組		遠近方	4
渡辺伊兵衛	大組		地方右筆	1

- 備考 1) 『周布政之助伝』上, 299~327頁, 『修訂防長回天史』2, 334~65頁, 『萩藩分限帳』に拠る。
 2) 減少石とは、藩士の借銀に応じて知行を一時的に藩庫へ収めることを言う。
 3) 益田伊豆を、『周布政之助伝』は毛利伊豆とする。
 4) 配列順序は、石高の量による。

される加判役に存在したが、これが当職、当役に移り、やがて「手元役の権勢次第に増長し、爾後復た右筆の勢力の次第に増長するを見るに至れり、其実近世当時、汝戸時代終期の意）に至りては、両相府（藩地政府と江戸政府）の実権は、殆んど手元役及び右筆に帰するに至れり」と述べている。事実、江戸政府の右筆は、政務方とも呼ばれる頭職にすでになつたのである^①。手元役は、はじめ諸事取次方兼控物方と呼ばれていたし、右筆は、もともと書記方であり、ともに当職と当

ても、明らかにされる^②。

表Ⅱは、改革綱領に採択された「気付書」提出者の一覧表である。表で分かるように御前会議の参加者は、一門（加判役）、当役、当職、そして江戸と藩地の手元役、右筆、遠近方（家臣団支配の役職）たちである。表Ⅱに現われた各人の採択数の偏差は、御前会議における各自の勢力関係と関連があるように思われる。江戸政府の用所役の穴戸九郎兵衛と右筆の周布政之助が各々一四ヶ条と圧倒的であり、次は手元役の内藤万里助の五ヶ条であつて、さらに、その次に政府の筆頭である当役と当職が登場する。当職の浦にしても、前述のように提出数六ヶ条がすでに右筆や用所役に及ばないのである。『修訂防長回天史』は、長州藩政の実権の変遷について、藩初、実権は一門から任命

表Ⅲ 改革綱領、御政道条例等の部一覧表

	記 事	提 出 者
1	上より風俗改革 ㊤	毛利筑前
2	条令徹底、嚴刑採用 ㊤	毛利出雲
3	上下の情貫通 ㊤	毛利伊勢
4	天朝・幕府、私に評論口外禁止	毛利隠岐
5	驕奢禁止 ㊤	毛利隠岐
6	内輪諸事（内政）手細詮議	益田彈正
7	儉政改制 ㊤	根 来
8	上下の情相通 ㊤	浦 浦
9	言路開 ㊤	内 藤
10	儉政古風に復古 ㊤	内 藤
11	士民困窮御救恵 ㊤	内 藤
12	養子の法改制 ㊤	内 藤
13	過分の屋宅解除 ㊤	前 松
14	花美風俗改禁 ㊤	松 原
15	諸沙汰古法嚴制施行 ㊤	松 戸
16	吉川家取扱復古	安 戸
17	御直裁・御前会議	安 戸
18	役場簡易の詮議 ㊤	安 戸
19	政治復古 ㊤	安 戸
20	虚政省略 ㊤	渡 辺
21	法度大綱第一	兼 重
22	風俗取締 ㊤	兼 重
23	儉政 ㊤	八 谷
24	扶持方成之仕法 ㊤	周 布
25	町人之利権上へ帰す事 ㊤	周 布
26	上書箱設置 ㊤	周 布
27	儉約・簡易・嚴罰之法 ㊤	周 布

備考 1) 『周布政之助伝』上, 308～22頁。『修訂防長回天史』2, 345～60頁に拠る。

2) 記号㊤㊥㊦については本文参照。

役に付属する実務の役人であり、このような実務の能吏が、近世後期には藩政の実権を握ったのである。これは、他藩にも見られた現象である。この場合は、右筆の周布と用所役の安戸、そして手元役の内藤が当職、当役を凌駕する存在である。とくに周布と安戸が圧倒的であって、これは、もともと頭職の右筆に、用所役という財政の実務役人が加わって藩政を主導したと見ることが出来る。また表Ⅰの第一回と第三回、第五回の参加者の欄は、手元役の内藤と右筆の周布が、いずれにも参加したことを示している。「浦敷負日記」は、一門の加判役、当役、当職を「当役中」と、また手元役、右筆に用所役、蔵元兩人役、遠近方らの実務の役人を加えたグループを「手子中」と呼んでいるが、表Ⅰで分かるように、御前会議は、最上級の役人である「当役中」と、右筆らに主導された実務の役人「手子中」の二つの階層によって運営された訳である。このような御前会議の形態を一層、具体的に見るためには、七月二十六日、御対面の間の御前会議(表Ⅰの第四回)について、「浦敷負日記」に「当役中を始め、^{いずれ}孰も被召出候、当役中解剣にて、御間之内へ参ル、手子中、二の間、^二て被聞

召上候事」と記されている事実
に注意する必要があると思う。
御対面の間へは「当役中」が入
り、「二の間」に「手子中」が
詰めた。かかる配置が御前会議
のある程度、一般的な形態であ
ることは後述するが、幕末期の
御前会議は、このように空間的
にも二重の構造になっており、
しかも主導権は「二の間」に控

えた右筆、手元役以下の実務の役人、「手子中」にあったのである。

改革綱領、全六二ヶ条は、(1)「御軍政之事」一三ヶ条、(2)「文武引立之事」一〇ヶ条、(3)「御政道条令并御家来中御親愛之事」二七ヶ条、(4)「民政之事」一二ヶ条から成っている。最初に軍政が置かれているのは、前述のように「御自国御持堅之御政道」を第一とする周布派が、「軍用意一途^④」と軍制改革を最優先の課題にしたことを符合するのである。また(3)の「御政道条令并御家来中御親愛之事」は、藩制(「政道条令」)に係わるものであり、本稿の課題にとって看過できないと思う。その二七ヶ条を整理したものが表Ⅲである。儉政、風俗に関する記号⑥を付したものが一五ヶ条、家来の上下一和に関する記号⑦を付したものが四ヶ条、家来の窮乏救済に関する記号⑤を付したものが三ヶ条、その他が五ヶ条である。常識的な⑥⑦の項目が圧倒的に多く、しかも、たとえば第六の箇条と第二一の箇条は、一方が藩政を「手細」に規定することを、一方は「大綱」に止めることを述べ、相矛盾しているのである。つまり、この改革綱領は、前述したように、単なる意見書原案の寄せ集めではないが、内容的には、雑然としたままであり、矛盾するものをすら含むのであって、体系化されていない。改革綱領のかかる体系性の欠如は、権力闘争が継続中で、周布派の主導権が確立していないことを示すものである。政府員全員が「気付書」原案を提出した八月一日の、綱領作成のクライマックスとも言うべき御前会議の当日、藩地政府の右筆、工藤半右衛門が、そして翌日、古参の遠近方、村岡伊右衛門が罷免される。村岡は、後に俗論派として反政府の活動を行って処罪され(文久三年九月)^⑧、工藤は、第二章で見するように、元治元年に俗論派の論客として再登場する。また、参加者の加判役には、毛利伊勢のように、後に俗論派に賛同するメンバーもあり、浦鞆負や兼重讓蔵も、周布派とは一線を画した中間派である。当時の周布派は、このように後の俗論派メンバーをも政府の構成員に入れざるを得なかったものであり、これと争いつつ、御前会議における綱領作成作業に入ったのである。したがって、周布らは、綱領全体を、彼らの路線上に整理し、体系化する作業にはいまだ入りえない段階にあったと言うべきであろう。しかし逆に言えば、そのような情勢の厳しさの故にこそ、作成に一ヶ月余と七回の御前会議を要した綱領の中には、以後の幕末史

の展開にとって重要な、改革の核心となるべき簡条が、必ず含まれていると考えることができる。

第二節 御前会議の規格化

藩政改革綱領で長州藩の制度(藩制)の上から注目すべきものは、前掲表Ⅲの御前会議について触れた第一七項であり、次のように記されている。

一、上御幼年中は格別、御国政御直裁に被聞召候様被為成候は、必大義に關係仕候義は、如当節於御前會議被仰付候儀を御規格に被仰付度……^⑧

藩主の幼年中は別であるが——当時、藩主敬親は三九才である——、国政(藩政)を直裁できるようになった際には、「大儀」に係わる事項は、今回のように御前会議を開催し、藩主が仰せ付ける規格(規定あるいは掟の意)にするという文意である。幕末の長州藩においては、後述するように、御前会議が藩政の中軸になってゆくのであるが、その発端は、この安政五年の改革綱領、およびその作成過程まで遡ることができる。

もっとも御前会議は、これ以前の藩政にも見られるのであり、藩政の重要事項は、御前会議で決定されることが多かった。長州藩の天保改革の大綱は、天保十一(一八四〇)年七月七日の大会議(御前會議)で決定され、指導者、村田清風は、この時、有名な「入るを量りて出るを為すの制」の大綱を上申したのであった。^⑨また、天保改革破綻、村田退陣後、代った坪井は、財政改革として家臣にたいして「公内借捌の法」を実施したが、この法は、天保十五(一八四四)年十月十日の御前会議で決定された。この会議を『修訂防長回天吏』は、次のように記している。

……清風等と同志の有力者は独り小川善右衛門あり……公内借捌の議あるや(小川は)意之に服せず、十月十日、御前會議の徹夜に入り、遽に其職を罷められたり、蓋し會議の席上、謬々として論争せし所あるに因ると云ふ^⑩

が、かくたる論争が展開し、反対者の罷免を結果したのであり、御前会議は、決着済の事項を、御前において形式的に

追認する単なるセレモニーではなかったのである。前述のように、「氣付書」原案を提出した、安政五年八月十四日の御前會議も、当日と翌日に罷免者を出したのであり、これも右の事例を考え併せて、議論が展開したと推測できると思う。

文久二（一八六二）年七月、有名な長州藩尊攘藩是を決定した御前會議が紛糾したことは後述する。

右の例で分かるように、御前會議は、安政五年の藩政改革以前にも、藩政に重要な位置を占めていた。しかし、綱領の「必大義に係仕候義は、如当節於御前會議被仰付候儀を御規格に被仰付度」という文意は、御前會議を、以後「必……御規格（掟の意）」にするところに、改革の第一の意義が込められていたことを示している。したがって、以前においては、「大義」についての御前會議の開催は、ある程度慣行になっていたようであるが、規格（掟）ではなかったことが分かる。

安政五年以後、幕末長州藩においては、御前會議の記載は、たとえば木戸孝允などの書翰に散見される。木戸は、文久二年七月に地方右筆（政務座役）添役となり、藩政の中枢に参画し始めるのであり、この時点以降の同年の書状の中に、(1)「只今御前會議被仰付候由に付」（九月十二日）、(2)「俄に今晝後、世子御前において會議被仰付」（十月七日）、(3)「御前會議被仰出候に付、是非私も登殿不仕ては相済不申哉」（十一月十一日）などがある^③。この三例は、偶々、書状に會議が記載されたものであり——それでも月一回以上のテンポを証明している——、御前會議開催の実際の頻度は、かなりのものであったと推測できる。御前會議は、「規格」とされることにより、開催される度合も格段に多くなり、役割も強化されたと考えねばならない。

また第二に、「規格」としての御前會議が目指されるということは、前掲の綱領が述べているように、「御直裁」により「於御前會議（藩主が）被仰付候義」なのであって、単に會議で議論するだけではなく、その場で藩主が「仰せ付け」る、つまり「直裁」（親政）を行うという意味を持っているのである。政府員、木戸は、文久三（一八六三）年二月、次のように述べている。

……百度愚考仕候ても、断然上に御直裁被遊候之思召に無之ては、此往は決て手段無之、無左ては、只々御国之御危急に係り候事

と奉存候……^{②)}

木戸は、藩主の「御直裁」こそが、今後のすべての前提なのであり、これを欠くならば、「此往は決て手段無之」と判断していた。

最初に言えることは、このような「御直裁」の政策は、突然、登場してきたものではないということである。たとえば、安政期の初めに吉田松陰は、意見書「将及私言」のなかで次のように述べている。

……君公(藩主) 毎日、辰時より午時に至るまで、御書院へ御出座遊され、大臣以下執政の臣は悉く君前に侍り……^{②)}

また、木戸の義弟で安政期から文久期の長州藩軍制改革の指導者、来原良蔵は、安政五年の所懐を記した「寝られぬまゝ」で、家臣団の石高、百石以下、四九石以上を五〇石に平均し、家臣を奇兵に、農民を銃隊の正兵にするといった先進的改革案とともに、「君公政を親らし給ふべき事」の項で、次のように述べた。

古の明天子は皆親政にて、愚天子は皆是に反す、天子てすらかくの如くなれば、まして諸侯のうゑにては、親政ならては叶ふまじ、ゆへに今より日々表に出て給ひ、国老不殘列座の上、諸の伺を聞しめし……^{②)}

このように「御直裁」(親政)の体制は待望され、かつ、前述のように実現の緒に着いたのである。注意すべきことは、ここで提案されている長州藩の藩主の親政が、西欧の絶対主義君主のひとつの典型といわれるプロイセンのフリードリヒ・ウィルヘルムⅠ世のように、大臣たちから離れてポツダムに居を構え、「余は主にして王であり、余の欲するままを為しうる」と述べ、生涯を政務に捧げ尽くし、あらゆる重要事項の発議を自身で行った「厳格な親政の体制」(オットー・ヒンツェ)^{③)}と評すべきものではないということだと思ふ。長州藩における藩主の親政は、「大臣以下執政の臣は悉く君前に侍り」(松陰)、また、「国老不殘列座」(来原)であり、「必……於御前會議」(改革綱領)でなければならず、孤高の君主の「厳格な親政の体制」ではなく、會議に参加する政府員(「執政の臣」と不可分に結合したものであった。

右のように「厳格な親政の体制」を執っていなかったのであるが、幕末の長州藩の藩主が家臣にたいして持つ強制力は、

もちろん容易ならぬものがあつた。幕末の政府員、兼重慎一（讓蔵）は、後年、人事について家老列座の前に呼び出された時の状況を、次のように述べている。

……長州の方では御意ぢやと申しまして、藩主の御意ぢやと云ふ事を知らせる為に一言先きに申します。それを承りましては、どうも御意を背くことは出来ませぬから、はあッと頭を下げました処が……^②

家臣が「藩主の御意」に直面した場合には、「どうも（どうしても）御意を背くことは出来」ないのである。御意は、上意、御主意ともいい、もともと藩主個人の恣意を指すのであつて、「御主意を取失ふ」ことは厳罰の対象であり、御意は絶対的な強制力を持っていた。したがって、周布派の政府員が「大義」を決定し、施行する場合に、必ず御前会議において藩主を擁し、藩主の「直裁」を直に求めたということは、争う余地のない藩主の上意としてこれを発令することができたということであり、これが彼らにいかに有利な「規格」であつたかということは明白だと思う。

「規格」化された御前会議は、現実的には、政府にたいする反対派、俗論派を鎮圧する役割を果たしたのである。安政期から文久期の始めにかけて俗論派は、軍制改革にたいする反対に結束していた。一方、周布派にとっては、洋式軍政改革こそが、「内乱か外患か、事変出来致間敷は難計」^③という情勢の中で藩政を改革する要点であつた。周布の表現によれば、「実以当節之御国政（藩政）は、軍用意之外、他事無御座」^④であり、「軍用意一途に相成」^⑤つたのである。洋式軍政改革（西洋統陣）は、操練（号令、隊伍等）が中心となる。しかし、譜代の家臣の多くは、これを「賤業を兼候様被仰付候筋」^⑥と心得て反対し、複雑な上下関係を持つ中堅家臣団をフラットな西洋統陣に転換することは、容易に成功しないのであり、ここに前述した。来原の家臣団五〇石平均化というラディカルな構想が出てくる理由もあるのである。この故に、周布派は、やがて足軽以下の軽卒の統陣編成を推進せざるをえない。ところが軽卒の統陣は、「士隊に先ち之れを行へば序を紊るの弊あり、是を以て軽卒の操練は、藩地に在りては、一旦中道にして廃するの已むを得ざるに至れり」^⑦というように、軽卒が譜代の家臣に代わって兵力の中心になる可能性がある故に、家臣団の猛反対を受け、中断せざるをえないのであ

る。

軍制改革反対の先頭に立ったのは、萩野流砲術師範、守永^{もりなが}弥右衛門(七三石、一代遠近に率いられた守永党であって、藩地政府の当職、浦鞆負の嫡男すらもこれに参加するという危機的情勢が展開する。周布らの政府は、この中で軍制改革遂行の努力を続けたのであり、周布が同僚の穴戸九郎兵衛に送った次のような書翰が注目される。

守永党頑固、補相(当職)内輪不連統之一条は、仮令いか程不都合之儀有之候共、上意決て被成御押碎候御積りに可被為在、僕輩(周布)退候共、上意は不被為替候段、必然之事に御座候間、後進衆無疎上意を輔翼し、手詰之御沙汰相成候半と相考申候。

当職、浦の「内輪(浦家)不連統之一条」とは、前述したように浦の嫡男が守永党に加わって西洋銃陣に反対したことを指している。周布は、この頃、軍制改革反対派から「国家之大罪人」と呼ばれていたのであるが、「いか程不都合の儀有之候共」と強い対決の姿勢を示すと同時に、「上意決て被成御押碎候御積り」と述べて、上意の強制力に依拠することを確認し、「上意は不被為替候段必然之事」と、上意が常に周布らの側にあることを主張している。後段の上意の不変性の確信は唐突であるが、「後進衆(政府員)無疎上意を輔翼し」と続く一節との関連で開示されていることは明らかである。

政府員が「無疎」上意を我が手で輔翼しているから、すなわち御前会議で上意の下に結束しているから上意是不変なのである。このように周布らの政策の要であり、出発点をなすものは、やはり安政五年の藩政改革で打ち出され、「御規格」とされた御前会議の体制なのである。周布は、この時期の別の書翰でも、困難な軍制改革について「御家来中一統未だ篤と承和不仕、間々異論等相唱候者も有之哉に相聞候……乍恐御馬上にて御直に被遊御指揮候様」と述べ、藩主自身が「御馬上」から操練を指揮することを提案して、上意にいかん期待していたかということを明らかにしている。

また周布が次のように言っていることは、右のような上意の強制力が、長州藩の外政に推進に当たっても、十内に認識されていたことを示している。

……元来御家来として、外向へ罷出、周旋仕候儀は、善も悪も、悉く自身之働にて無之、殿様御事業之御手伝仕候訳に付……

藩の政治は「殿様御事業」であって、家来は「御手伝」をするだけだという周布の論理は、誤りとは言いい切れないが、一面的であり、藩政の実体のすべてを語るものではない。「殿様御事業」という見方を、周布の論理のように長州藩政の実体に照応するものとすれば、それは、前述した西欧の絶対君主、ウィルヘルム一世の「厳格な親政の体制」に近いものとなるであろう。しかし、たとえば、文久二年に伊藤俊輔(博文)が「折角殿様、若殿様より被仰出候思召等も、於政府取計、候様相成候ては如何敷^⑨」と述べているように、藩主の「仰出」と「政府取計」は別のものであり、せつかくの藩主の「仰出」も「政府取計」と誤認されるほどに、「政府取計」が、現実には、一般的だったのである。したがって「善も悪も、悉く自身(政府)之働にて無之」とするのは強弁であって、現実には、「善悪」の圧倒的部分は「政府取計」に係っており、毛利敬親を中心とする長州藩の藩政は、周知のように「厳格な親政の体制」を構築することはなかった。

だが、御前会議が「規格」化され、藩主と政府の会議の形式が必ず執られる場合には、藩主と政府は一体化しており、藩主の「仰出」と「政府取計」の識別は困難であろう。周布らは、重要事項について、疑う余地のない藩主の合意を得るのであり、実体はともかく、形式としては、すべてを藩主の「仰出」とすることも不可能ではない。そして、この時には、反政府派による周布派の「政府取計」に限定した責任追及は不可能であろう。反政府派の政府にたいする追及は——後に「御意難事件」で見えるように——、藩主の上意に対する誹謗と見なされるのである。頻繁に開催される御前会議によって、周布らは、藩主の上意と一体化しつつあったのであり、政府の「取計」に限定して政治の「善悪」を問うことは、事実上、困難になったと思う。ここにおいて、御前会議の「規格」化によってもたらされるものは、実体としては、周在派の、反対派を許容しない、専制の体制に他ならないのである。

後年の俗論派の周布派にたいする攻撃も、このような周布派政府の藩主との一体化に集中した。俗論派は、周布派政府の専制が、次のような周布らの主張のもとに、不当に展開したと述べている。

……京都之一件其外、孰も君上へ奉伺候上ニて之事故、全以御直目付、政府吏之罪ニあらず……^⑩

ここでも、藩主と政府は区別して把握されている。「京都之一件其外」とは、長州藩の禁門の変における敗戦、その他、周布派の政治のすべてを指しているのであり、周布派は、このように、あらゆる局面において、御前会議における藩主の上意との直接的な一体化を根拠として、俗論派に対抗する政策をとったのである。これによって、「悉く自身(政府)の働にて無之」(周布)とか「政府吏之罪ニあらず」(俗論派の批判)という、政府の責任が常に免罪される無責任体制ができあがり、周布らは、事実上、無制限の専権を振る権利を手中にしたのである。かくて、「御規格」としての御前会議は、藩主の上意と政府の一体化であり、周布らは、争う余地のない藩主の上意として、すべてを発令しえた。これは、絶対君主、ウィルヘルム一世の「厳格な親政の体制」のように、形式も実体も一致した親政とは異っているが、周布らが主張したように「御直捌^{しき}」の形式は整っていると言えるであろう。すなわち、これは、実体としての政府の専制、「形式としての親政の体制」の複合であり、御前会議によって補完された「日本的な親政の体制」なのだと考えられる。

① 周布公平編『周布政之助伝』上 東京大学出版会 一九七七年 二

九一—三頁。末松謙澄『修訂防長回天史』一 一九二二年 二二—三頁。以下、藩是三大綱は、これらに拠る。

② 『修訂防長回天史』二 二二六—二七頁。

③ 同書 二 二四七—八頁。

④ 正月二五日書翰は『修訂防長回天史』二 二二四頁。三月一日書翰は『周布政之助伝』上 二八五—六頁、『修訂防長回天史』二 二二八—九頁。後者は、四月七日としているが、抄録であり、一応前者の日付を採った。

⑤ 田中彰『幕末の藩政改革』 塙書房 一九六五年 二四四頁。

⑥ 『周布政之助伝』上 三四八—九頁。

⑦ 長州藩は、すでにベリー来航以来、藩士九〇〇人を常駐させる外警の最前線、相州警衛を命じられていた。それは、「莫大之大物入」であり、藩士には五年間の半知、農民には馳走米の約四割増を強要する

ものであった(『修訂防長回天史』二 一一七—七四頁)。

⑧ 「浦日記」全六二冊は未刊。山口県文書館蔵。浦は、当時、当職在役中である。

⑨ 『周布政之助伝』上 二九九—三三七頁。『修訂防長回天史』二 三三四—六五頁。

⑩ 「浦日記」安政五年八月一四日の条。

⑪ 『修訂防長回天史』一 一五四、六〇頁。

⑫ 同右。

⑬ 本稿 第三章第一節参照。

⑭ 『周布政之助伝』上 五七一頁 周布より宍戸宛書状。

⑮ 『修訂防長回天史』二 二四八—九頁。

⑯ 同右 四の上 六六頁。

⑰ 注⑤と同じ。『周布政之助伝』は、「上御幼年中は格別御國政御直裁に被召召候様」と説点を付けるが、幼年中に直裁を行うのは不可

能であらう。

- ⑬ 『修訂防長回天史』一 二一九頁。
⑭ 同右 三〇〇—一頁。
⑮ 『木戸孝允文書』一 一九二九年 二三〇頁 二三七頁 二六三頁。
⑯ 同右 二九四頁。
⑰ 山口県教育会『吉田松陰全集』一 岩波書店 一九三六年 五五九頁。
⑱ 妻木忠太『米原良藏伝』上 一九四〇年 三九一頁。
⑲ オットー・ヒンツェ「一八世紀におけるプロイセン軍事」官僚國家、成瀬治編訳『伝統社会と近代國家』岩波書店 一九八二年 三三五頁。
⑳ 史談会『史談会速記録』第二八輯 合本六 原書房 一九七二年 二五〇頁。
㉑ 「長井雅楽罪案書」 中原邦平『長井雅楽詳伝』マツノ書店 一九七七年 二二二頁。

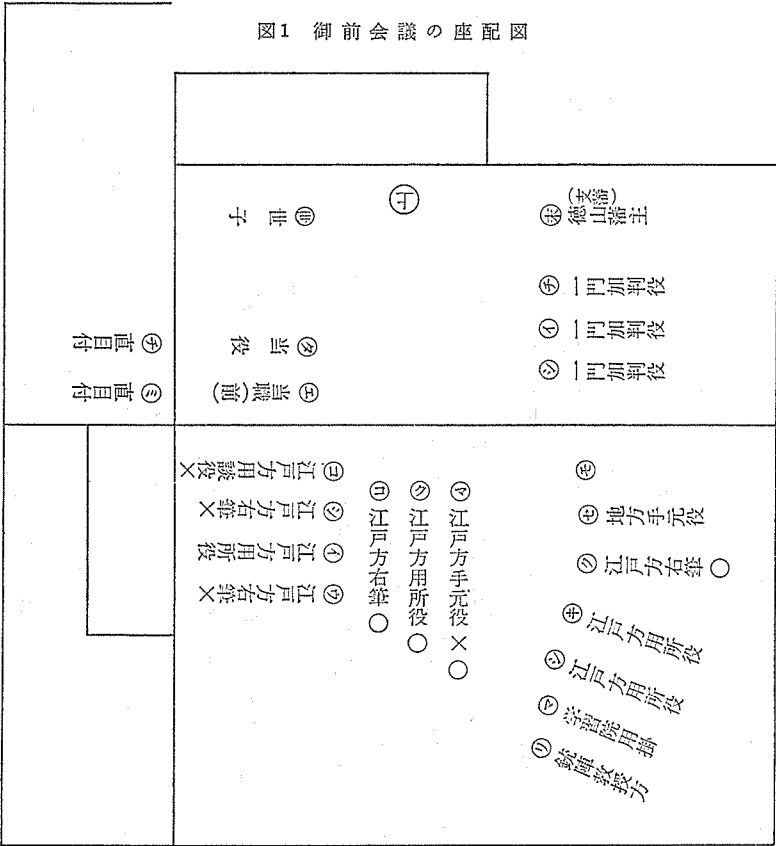
第二章 藩制の一元化

第一節 尊攘藩是決定の御前會議

前章で検討したように、周布派の政府は、御前會議を「規格」とし、頻繁に開催して「形式としての親政の体制」あるいは「日本的な親政の体制」の道を拓いたのであるが、本節では、そのことにより長州藩内に生じた新しい矛盾について検証したいと思う。

長州藩は、島津久光の率兵上京、幕政改革の実施という激動の文久二（一八六二）年に、周知のように、従来の公武合体

- ⑳ 『周布政之助伝』上 四〇四頁 江戸政府より藩地政府宛書状。
㉑ 同右 五六六頁 万延元年閏三月三日 周布より安戸宛書状。
㉒ 注⑭に同じ。
㉓ 同右 四四九頁 軍制改革案 安政六年八月二日。
㉔ 『修訂防長回天史』二 四四八頁。
㉕ 『周布政之助伝』上 五八一—二頁、万延元年五月一六日。
㉖ 『木戸孝允文書』一 一九七頁 周布より木戸宛返書 万延元年十二月二日。
㉗ 『周布政之助伝』上 五九八頁 井上興四郎他意見書 万延元年七月二日。
㉘ 同右 周布書状 文久元年九月五日 七三四頁。
㉙ 『米原良藏伝』下 四二八頁 伊藤より木戸宛書状 文久二年閏八月二日。
㉚ 『吉川経幹周旋記』一 一九二六年 四七〇頁 元治元年九月 俗論派歎願書。



備考 1) 「浦日記」7月6日の条、『周布政之助伝』下、118～9頁に拠る。
2) 原図は記号のみ、記号と人名の対照表（本図では省略）が付く。
3) ○=賛者、クー宍戸九郎兵衛、コー桂小五郎（木戸）、ク（右方）一中村九郎兵衛。
×=反対者、コー井上小豊後、シー兼重談蔵、ウー山田宇右衛門。
マー周布政之助は、反対のち賛成に変わる。

策を捨てて尊王攘夷の政治路線を選択する。この尊攘藩是を決する御前会議は、京都長州藩邸で開かれ、「議論紛々」、「討論四五日に亘」だったのであり、討論内容は長文に渉るので省略せざるをえないが、次のように決着したと伝えられる。

……或は曰く、是れ藩国の最大事なり、吾輩（御前会議参加者）少数者の意を以て議決したればとて、藩士多数の向背如何を知るべからず、宜しく一藩に諭告して、然る後、徐ろに其図を為すべしと、議論紛々容易に決するの状なし、一人あり奮然として曰く、今や瑩蔽の下に在りて此の危急の時に際す、藩士一般の志向を問ふに違あらず、宜しく大義の在る所を以て断ずべし、目下有志の士を糾合せば数百人を得ること指顧の間に在り、藩内員数の向背は且く措ぎ、此輩と共に君臣一団の正気となり奉勅攘夷の魁となるべし、成敗利鈍は固より計較する所にあらず、楠公湊川と決心するの外なしと、衆議忽ち之れに賛動し、皆曰く、君臣湊川なる哉と、是に於て議始て決す……①

「議論紛々容易に決するの状なし」という記述から分かるように、賛成意見と拮抗する反対意見が存在した。反対者は、山田宇右衛門、兼重讓蔵、井上小豊後らの中間、穩健派であるが、彼らは、この藩是が「藩士多数の向背」に合致したものであるかという点に疑議を表明し、「吾輩少数者」つまり御前会議参加者だけによる議決に頑強に反対したのである。

「一人あり奮然として曰く」と記されている人物は、周布政之助であり、初め反対を唱え、最後に賛成派に転換したと伝えられている。③彼は「藩士一般の志向」を問う必要を否定し、御前会議参加者が「大義の在る所を以て断ずべし」と述べ、「有志の士」数百人による「楠公湊川」の攘夷戦を主張し、会議もこれに決着した。当初から尊攘藩是の意見を積極的に展開したのは、宍戸九郎兵衛、そして木戸孝允だとされている。④

この御前会議の座の順序、座配は、「浦鞆負日記」に図の如く記されている。藩主（記号、上）と向い合う、記号マ、コ、クの江戸方手元役、江戸方用所役、江戸方右筆は、政之助（周布）、九郎兵衛（宍戸）、小五郎（桂、木戸孝允）を指すのであって、座配の位置からも、彼らが重要な役割を果たしたことが分かる。印○を付した人物が伝聞による藩是の賛成者、印×が反対者であり、議論が主に「二の間」で展開したことが分かる。中心人物の周布が最後に賛成派に変わって決着したとい

う劇的な展開を見せた会議であるが、まずこの座配が注目されると思う。前章で指摘したように、安政五（一八五八）年七月二十六日の御前会議においては、対面の間に、藩主、一門、当職、当役らの「当役中」が座配を占め、手元役、右筆以下の実務役人、「手子中」たちは、「二の間」に詰めたのであった。図で分かるように安政と文久の御前会議の座配は一致しており、これが原則的な座配ではなかったかと思われるのである。^⑤つまり、御前会議は、空間的にも二重の構成となっているのであり、かつ会議の主導権は、「二の間」に座配を占めた手元役、右筆以下の「手子中」と呼ばれる実務役人に存在したと言えるであろう。

会議の内容についての前引の記述は、伝聞によるものであるが、たとえば当時の木戸の書翰は、「百万一、思召通りに貫き不申節は、湊川之役を手本に千歳に御忠誠」（文久三年六月）、あるいは「自然百万一之節は、楠氏湊川と御手本に」（文久三年九月）と述べており、前引の周布の発言と同じ論を展開していることが確認される。かくて、御前会議の記述が史実に近いとすれば、この会議の最も重要な点は、次のことだと考えられる。反対者は、「藩士多数の向背」、いわゆる藩士の衆論に従ふべきであるとし、「吾輩少数者」、つまり会議参加者だけによる議決に反対した。これにたいして賛成者は「藩士一般の志向を問ふに違あらず」と、藩士の衆論を問う必要を否定し、「宜しく大義の在る所を以て断ずべし」と、会議参加者（「我輩少数者」）による議決を主張したのである。こうして藩主と会議に参加した政府員だけによる議決が行われたのであり、反対者の主張が否定されたことによって、「藩士一般の志向」も、意図的に無視されたと言うべきなのである。もちろん、従来も、御前会議が、結果的に、藩士の衆論を離れた結論を出すことはありえたであろうが、右のように意図的な離脱は、異例だと考えられる。これを、御前会議の藩士一般からの「自立」と呼んでよいと思う。当然、御前会議が「規格」とされ、頻繁に開催されることが、このような公然たる離脱と関連を持つであろう。

もちろん、ここで御前会議が藩士一般から「自立」して藩是を決定したということは、ただちに、御前会議が藩士一般を長州藩の支配階層から切り捨てたことを意味するのではない。御前会議で決定された藩是は、「藩士一般の志向」を無

視して決定されたにもかかわらず、藩士一般に対して、上意としての、兼重が「どうも御意を背くことはできません」と表現したような強制力を持っているのである。この強制力なくしては、御前会議は無意味であろう。つまり、御前会議は、藩士一般から絶対的に自立し、藩士一般を切り捨てたのではなく、相対的に自立したのであり、自立して決定した藩士をもって、上から藩士一般をひきずり廻し、動員する性格のものとなったのである。抽象化して言えば、支配階級の藩士の中に、「規格」となった御前会議、すなわち藩主と政府の一体化した、上意に基づく権力機構が形成され、これが独自に、かつ公然と藩を審議し、藩士一般にこれを強制するのである。文久二年七月の御前会議は、重大な国内情勢を背景として、その相対的に自立した権力機能を典型的に実現したと言うことができると思う。内容的に言えば、周布らの長州藩政府は、こうして対外攘夷戦争に藩士一般を動員したのであり、藩士を「死地」に入れる——「我（長州藩）をして死地に入候より外に良策有之間敷」——「策」が、これである。周布らは、来るべき攘夷戦を「卵を以て石に投ずるに等し」と認識していたのであって、軍制改革を実現するためには、藩士を「死地」に入れる敗戦が必要だと構想していたのである。また彼らは、藩士一般から相対的に自立したために、前引の議論で述べているように、「有志の士」尊攘激派を招集して攘夷戦争の「魁」として、長州藩を「死地」に入れようとしていた。注意すべきことであるが、これは長州藩政府が、尊攘激派と一体化したことを指しているのではない。尊攘激派は、「死地」の状況を作り出すための「魁」であって、本隊ではないのである。この時期、急進的な反幕論で政府中枢に加わった直目付、前田孫右衛門は、「壮士輩遊墮仕ラセ候てハ実ニ残念、頗ル権道ヲ用候時節ニ御座候」と述べており、「壮士輩」尊攘激派も政府の「権道」の対象なのである。

このようにして、藩士を「死地」に入れる策を長州藩政府は執ったのであるが、前述したように尊攘藩は自体が、会議で異論が強かったのであり、しかも藩士一般との合意形成の回路を欠落させていたのであって、御前会議の決定は、危ういものだと言わねばならないと思う。藩士を「死地」に入れるという決定は、最重要の政治選択であり、これによって、

御前会議の藩士からの相対的自立の矛盾がいずれ明らかになり、また、その限界も問われることになると思う。

長州藩は、文久二年七月の尊攘藩は決定から、文久三年八月十八日のクーデターによって京都から敗走するまで、京都を中心とする中央で主導権を握っていた。しかし、藩地の実状は、京都とは様相を異にするのである。尊攘藩は決定直後から、藩地で俗論派が沸騰し、藩是に反対する事件が起きる。後に第一回俗論沸騰と言われ、当時「御意難事件」と呼ばれたものがこれであり、字義通り、俗論派藩士が、御前会議の沙汰した御意、尊攘藩はに反対したのである。俗論派藩士は、「今日に至るまで、幕府へ対し如何程の信義を尽したるや、未だその幾分を尽したるの事を聞かす、然るに今俄かに信義（幕府に対する）を擲棄するときは、幕府の威に触れ、如何なる不幸の社稷に及ぶや計るへからず」と述べたという。俗論派の主張は、幕威を絶対視する佐幕論であるが、藩地の一藩士は、「当地も君侯（藩主）久々御留守故、京師（京都）之事杯色々取沙汰有之、虚実相分兼、人心不穩候」と報じ、高杉晋作の実父、小忠太も「何とぞ、御国之俗論も止ミ候へかしと祈り申候」と述べている状況である。俗論派は、「先達て被仰出候御意之旨、御添書付（老臣副書）之文面、難及落着廉有之なと密々集会」し、数十人が藩地政府に迫ったのである。まさに「俗論騰貴、又いかなる御手煩出来も難計」き情勢だった。

長州藩政府は、下関における攘夷実行の直前、文久三年四月に、指導者坪井九右衛門の遠島と他十一人の処罪（隠居、減禄、逼塞）を行った。同年五・六月の下関攘夷戦争において、正規藩兵の著しい士気の欠如が見られるのであるが、これは、従来から指摘されているような正規藩兵が旧式の軍隊であり、非力かつ保守的であるということの他に、右のような政治の問題を含んでいたのである。攘夷戦争のさなかの六月、政府員、前田孫右衛門は、「萩にて流言申触シ、或ハ張紙杯致、人心を動乱仕候もの敷敷御探索、御軍律ニ被処度候事」と進言している。萩城下で攘夷戦についての流言や張紙が存在したのであり、やがて藩主から家臣団宛の鎮静を命ずる論書が、六月六日と七月二十日に出される。これは、反政府の活動が、俗論派という一党派に止まらず、広く藩士層に基礎を持っていたことを推測させるのであって、事実、前田は、萩を

「俗論之巢窟^㉑」と呼んでいる。事態は、「藩士多数の向背」を無視して尊攘藩是を決定した御前会議の、当然に予測さるべき方向へと進展していったと言わなければならない。

右筆(政務座役)として政府に入っていた木戸孝允は、文久二年十二月、次のように政治の見通しを述べている。

……御国(長州藩)も今日より割拠の覚悟をきめ、防長を一天地と相心得候て、速に用意不仕ては、真に他日勤王之決戦も六つヶ敷と奉存候、右に付、麻翁(麻田公輔、周布の改名)も……御国、御改革之大將に致し、高晋(高杉晋作)等帰国之上、麻田翁之先に立候て必死に尽力仕候は、速に成就可仕候、もしも此義容易に相運兼候は、麻翁と共に高晋、弟(木戸)等も一先亡命なりとも仕、一周旋可仕敷と此内密に申談じ候処、高晋ももとより否は無之候、……鬼の道、右両条之外手段無之と愚考仕候^㉒

前段の「今日より割拠の覚悟」、「防長を一天地」、「真に他日勤王之決戦」とは、有名な割拠論であり、しかも割拠論として、最も早い時期のものである。この割拠論を主張する前段の生彩に比べて、後段の長州藩の国政改革を論ずる部分は、木戸の苦渋と決意を示して余りあると思う。木戸は、藩政改革の中心となるべき人物を、周布と高杉、そして木戸自身の三人と考えているのであり、彼らは、帰国の上、周布を「大將」として、改革実現のために「必死に尽力」しなければならないのである。しかも、それが「容易に相運兼候ハム(不成功の時は)」「三人ともに」「亡命(脱藩)」して活動しようと考えているのである。情勢は、「両条(藩政改革か脱藩か)之外手段無之」だったのであり、前引の前田の表現によれば「二ツ一ツ之御時節^㉓」に彼らは立っていたのである。したがって、この「国政改革」の主眼点は、俗論派にたいする闘争であり、同時に周布らの藩内指導権の強化でなければならなかった。「御意難事件」の処罪にしても、翌文久三年の四月、すなわち周布や高杉の帰国の翌月になって行いえたのである。木戸が提案したように周布が江戸を発つのは二月十日、高杉は、三月一日、同じく江戸から帰国の途に就く。藩主は、これに先行して、二月十二日に萩城に入った^㉔。

周知のように「絶対主義においては、国家機構が支配階級にたいして、『巨大な独立性と自立性^㉕』をもつ。長州藩においても、核心となるべき御前会議は、周布や木戸のような実務の役人によって支えられ、「規格」となり、頻繁に開催

される意志決定機構となり、藩士一般から相対的に自立してゆく。「日本的な親政の体制」への前進なのであるが、この段階では、まさに右の故に、御前会議と藩士一般との乖離と対立は深刻である。御前会議という「親政」の中核はできていても、この御前会議へと集中する執行の機構(藩制)ができていないのである。「御意難事件」の発生は、それを物語っている。そして木戸は、このような御前会議の危機のなかで、藩士一般との乖離を埋める妥協策ではなく、藩士一般から乖離した藩是を維持するために、「両条之外手段無之」という、彼らの「日本的な親政の体制」を確定するための「国政改革」、藩政改革に賭けるのである。

第二節 藩制の一元化

前節で木戸が提案したように、中心人物、周布と高杉が帰国の途に就き、藩主も、文久三(一八六三)年二月十二日に萩城に入る。ここで出されるのが、二月十一日の地江戸政府合一令、すなわち藩地政府と江戸政府の合一令である。この令は、「公(藩主)の京都に在るに当り、世子と謀り……藩地に還るの後、二月十一日発令」された^⑤。俗論派は、後述するように、周布らが「御直捌と号し」て、この令を藩地に強制したと批判しているのであって、この発令には、藩主および政府員の御前会議の関与があったと推測できる。

地江戸政府合一令は、左のように、七条から成っている。

(第一条)

一、地江戸合一にして、加判役定員六人之内より、一人京都詰、一人江戸詰にて、当職は月番交代可被仰付との事

……(中略)……

(第四条)

一、蔵元兩人、御所帯方、御用所役合併一局にして定員六人、内一人京都詰、一人江戸詰、一人大阪詰可被仰付候事

(第五条)

一、遠近方、江戸方御右筆、地方御右筆一局にして定員六人、内一人京都詰可被仰付候事

(第六条)

一、郡奉行四人に被仰付、一人四宰判管轄、御代官役可被差止との事

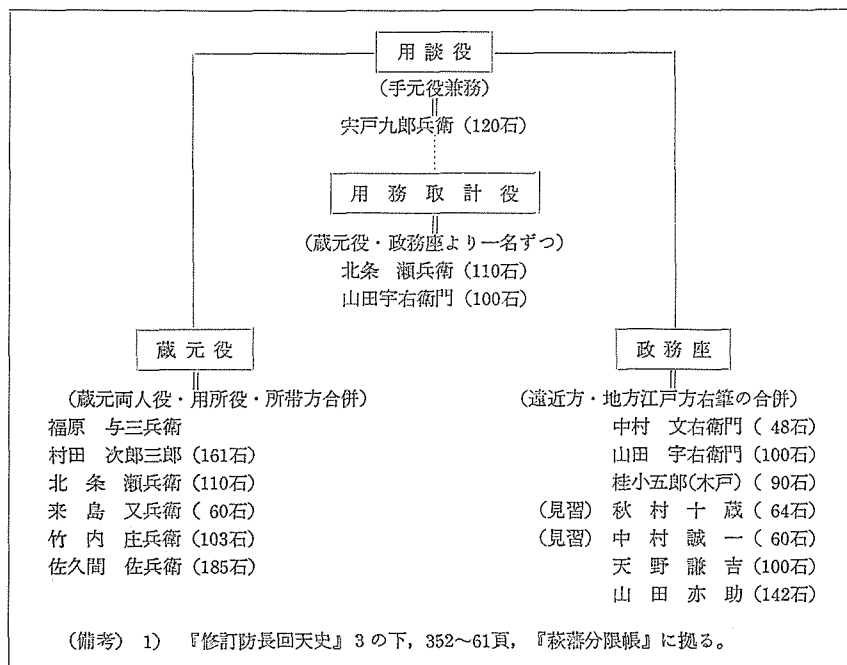
(第七条)

一、町奉行、作事奉行一局にして、三市中に一人宛可被差置候事^②

省略した第二条と第三条は、裏判役(審地家老、当職の補佐役)の廃止、用談役の手元役兼務の規定である。この合一令によって、加判役と当職、当役で構成されていた藩制最高位の役職、いわゆる「当役中」は、加判役一局に縮小され(第一条)、財務部局(第四条)、政務部局(第五条)、地方支配機構(第六条)、町方支配機構(第七条)が徹底的に簡素集中化された。第六条に記されているように、代官すら全廃されたのである。^③

右の地江戸政府合一令において、最も重要なのは、第五条であって、江戸方と地方の両右筆と、加えて、家臣団の会計処理や罪科の最終裁決を行い、これの統制に当る遠近方の三者が合併されたことであろう。彼らは、合併後、その実態に相応しく「政務座役」と正式に改称されたのであり、この改革によって実権掌握を一層、確実にしたと考えられる。「内一人京都詰」に当たったのは木戸である。また第一条で統一された加判役は、定員六人、うち二人が京都と江戸詰、残り四人が月番制で藩地の当職(家老)に当ることにされた。注目されることは、四人が月番制を採る最高位の役職、文久の加判役制が、幕府の老中制と酷似していることである。江戸藩邸の政府を廃止した長州藩が幕府制度を意識していた可能性も否定できないと思う。しかし、形式が同じであり、仮に幕府制を念頭に置いていたにしても、文久の藩制改革が、長州藩の小幕府化と決定的に異なるのは、政務の実権の所在が違ふところにある。幕府制度においては、最高位の役職、二万五千石以上の譜代大名が任ずる老中の指導性は、幕末においても、若年寄以下を庄倒し、強固であった。これと対照的に、長

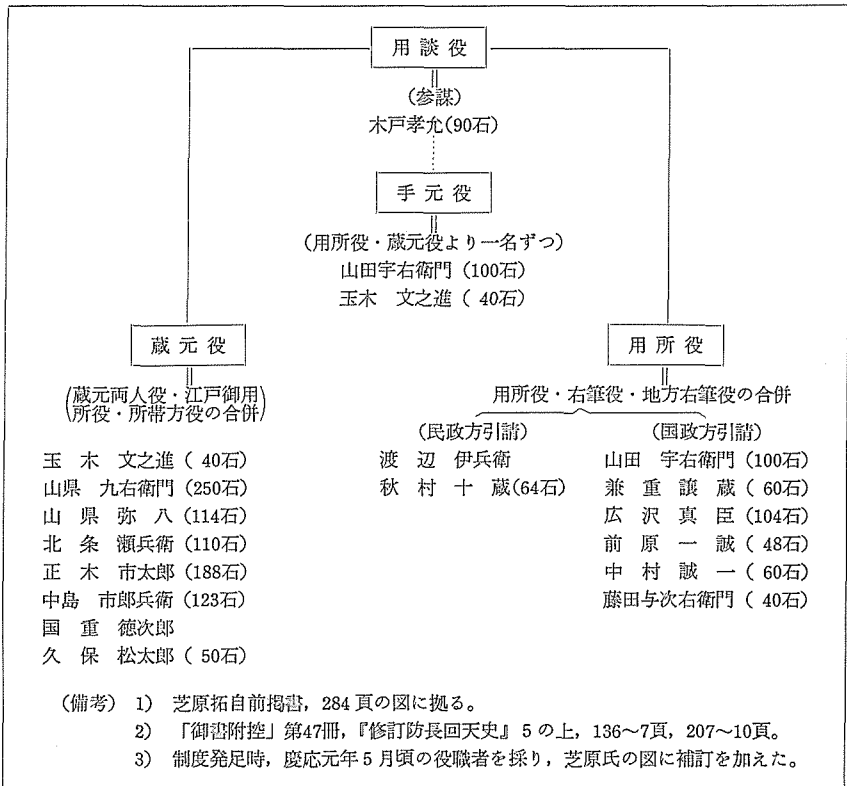
表Ⅳ 文久藩制改革図



州藩の実権は、すでに加判役ではなく、もともと当職、当役の「手子中」であって、今や手元役を兼ねる用談役と、合一令第五条で合同された右筆の実務役人に存在していた。最初、政務座役となったのは、上掲表Ⅳの七人であり、木戸と山田亦介以外は、中間派の穏健な実務役人が登用されており、後に、高杉や久坂玄瑞らがこれに加わり、木戸は、十月、直目付となり、要職を押さえる。⑤ 彼らは、いずれも百石前後の、正規藩兵の大組に属する小身家臣団である。このように文久の地江戸政府合一令は、地方政府と江戸政府の単なる合同に止まらず、御前会議を構成する加判役、用談役、就中、政務座役を中心として政務、財務、民政の機構が徹底した一元化を目指したことが分かる。

文久の藩制改革は、表Ⅳに示したような機構と理解される。慶応期、討幕派長州藩の藩制を表Ⅴに掲げ、これと比較したいと思う。慶応元(一八六五)年五月の官制改革で成った慶応期の長州藩制を芝原拓自氏は、「文久期以上に徹底した」、「絶対主義」化と評価している。⑥ 確かに、慶応期、木戸らの討幕派政府は、一時、

表V 慶応藩制改革図



政権を握った俗論派を元治の内戦で武力によって打倒し、藩内矛盾を解消して権力を握ったのであり、改革も徹底して実行されえた。特に、軍制改革において、これが著しい。しかしながら、藩制の改革に限って見れば、むしろ注目されるのは、両改革の基本的骨格の同一性だと思う。大枠である財務と政務の区分の共通性は明瞭であるが、もっとも核心となる文久の用談役・用務取計役制と、慶応の用談役・手元役制を表で比較しても、慶応期は、用談役と政務の代表、財務の代表の両手元役の三人制であり、文久期も実は、表で分かるように、用談役と政務座兼務役人、蔵元役兼務役人の両用務取計役の、同じ三人制であり、それぞれの実務代表役となった山田宇右衛門(文久・慶応)、北条瀬兵衛(文久)、玉木文之進(慶応)が、いずれも穩健な実務に徹した

能吏であることも、同じ構造に基いているのである。この事實は、俗論派との政争のなかで実施された文久三年の藩制改革が、当時の情勢を考え合わせる時に、むしろ、いかに思い切ったラジカルな性格のものであったかを示していると思う。

こうした支配機構の簡素集中化の大前提が藩地政府と江戸政府の一元化である。俗論派は、翌元治元(一八六四)年に権力を奪取する際に、地江戸政府合一令を「御国政基本」を変更したものと、批判を集中したのである。前章で見たように安政五年の藩政改革綱領作成の御前会議当日に罷免された工藤半右衛門は、この時俗派論の論客となって再登場し、元治元年九月、周布派批判の歎願書を、支藩の岩国藩主、吉川経幹に提出した。^④歎願書の第一条、「御国政基本御挽回之事」に、文久藩制改革にたいする俗論派の批判点がまとめて述べられているので、これを順に見てみたいと思う。最初に、俗論派は、次の点を指摘している。

- (1) 右(藩政)基本之儀は、江戸当役(江戸政府)、地方職役(藩地政府)、御直目付之三役を以、ていぞう鼎足之如く、互ニ私を為さる様、御旧章御座候処……

俗論派の主張によれば、藩政の「基本」、「御旧章」は、江戸政府と藩地政府と直目付——藩主の座右に、唯一、隨時出入を許される監察方であり、いわゆる藩主の側近である。——の三役の「鼎足」、バランス・オブ・パワーに在った。たとえば、前章で見た安政五年の藩是をめぐる政争は、藩地政府の江戸政府への批判から始まり、江戸政府の拒否、藩地政府と江戸政府との交代劇へと展開したのである。このような「御国政基本」たるべき「鼎足」は、それぞれの政府から「藩士一般の志向」が集約されるシステムなのであり、「厳格な親政の体制」が樹立していない近世の藩政においては、歎願書に述べられているような政府の「互ニ私を為さる」こと、ある政府の「私」ではなく、江戸政府、藩地政府と直目付の三部局の総意、ある「公」——もちろん近代の公とは違う——に基づくことが、藩政の安定のために尊重されたと思われるのである。これが、毛利家の「御旧章」の理想型に他ならない。

俗論派は、右のような藩政の基本にかんする指摘を踏えて、次のように述べている。

(2) 先年、益田右衛門介、江戸当役ニ相成候より（安政五年の政変を指す）、權威悉く江戸執政ニ帰し、属吏麻田公輔（周布の改称名）扶助を為し……内外群吏朋党之儀を相謀り……

益田右衛門介（彈正）が、江戸当役（家老）に就任した安政五年から、周布を中心とする「群吏朋党」が始まったと述べているが、この安政五年という年について、別の俗論派の歎願書も、禁門の変などの暴挙は「元ト五・六年来（安政五・六年に当る）醸来候事ニて、全く一朝之故ニては無御座」と述べている。周布派の地江戸政府合一令が、第一章で述べた安政五年の藩政改革から「醸来」ったものであり、その帰結に他ならないことが、反対派によって明言されているのである。俗論派は、さらに、周布や木戸の政府が行った地江戸政府合一令を、次のように批判する。

(3) 甚敷ニ至候ては、地方職役、御直目付をも同志之者及選舉、頻ニ我意を振舞、終ニ去夏御直捌と号し、御旧章を廃し、地江戸職役を止メ、当役中月番順次を以御政事取捌候様仕候、右ハ当役中（益田）右衛介、右ニ出る者ハ無之と謀り、万端、右衛門介、前田、麻田（周布）私を可働手術ニ御座候、右御旧章へ御挽回無之候ては、御政事規律相立不申候付……

俗論派の批判から分かることは、第一に「御旧章を廃し」た地江戸政府合一令が、「去夏、御直捌と号し」、藩主の上意として出されたことである。俗論派は、地江戸政府合一令が出された時期を「去夏」としているのであるが、実は、前述したように文久三年二月の春に出されたものである。このような時期のずれについては後述したいと思う。第二に、地江戸政府合一令の実態は、益田、前田、そして周布らの「右ニ出る者ハ無之」という謀り事、すなわち、周布らの独裁体制の計画だと指摘している。政府の一元化によって、「鼎足」が崩れ、安政五年の時のように、藩地政府が意志統一し、江戸政府に反逆する形態の政変が不可能になったことは事実である。俗論派は、これを、益田、前田、周布——見て来たように、中心は周布であり、周布を補佐する木戸である——の「私を可働手術」と呼んでいる。手術は、「てばかり」と読むと思われるが、まさに「御国政基本」を改めた政府の一元化によって、これらの能吏集団の「私」、つまり彼らの専断を上意を背景として藩政全般に貫徹させる体制が、本格的に構築され始めたのである。以上のような政府の一元化と

もに、御前会議の内実も完成へと向ってゆく。文久三年三月八日、萩城大書院を政事堂と改称し、^③ ついで三月二十四日、藩主が政事堂に臨み、庶務の全般を親裁することが行われ、後例となった。^④ 御前会議の体制が機構化し、政府員は、日常的に御前で政務を執るのであり、政府は、御前会議に包摂されたのである。さらに、六月十四日、下関攘夷戦争の直後、萩から山口へ政事堂を移転することが、御前会議で決定された。^⑤ 萩は、前記したように「俗論之巢窟」だったのであり、政事堂は、萩から山口へ移ることによって、「藩士一般」から相対的に独立した専断の体制へと、また一歩進んだのである。機構化した御前会議と一元化した政府、この両者こそ、長州藩における絶対主義の政治体制への確かな一段階だったと考えることができる。周布や木戸は、こうして、まさに藩士一般にたいして「私」を働く、専断の体制へと向ったのである。

前述のように、長州藩の地江戸政府合一令は、文久三年二月の春に発令されたのであるが、俗論派は、これを批判するに際して、「終ニ去夏、御直捌と号し」と、文久三年夏に行われたと述べていた。ここには、事実の喰い違いがあるのだが、俗論派の認識にも、理由があると思う。文久三年夏、正確には、文久三年六月一日に政事堂の山口移転が決定された。一方、萩は、前記したように「俗論之巢窟」であった。従って、山口移転が持つ意味は、それ自体、重要なのであり、単なる場所変換以上の意義があるのである。元治元年末に蜂起した俗論派は、政府批判の中で、この点を指摘している。すなわち、吉川経幹に九月七日に密かに面会を求めた俗論派藩士は、吉川家重臣に応接して次のように述べた。

……(現政府が)始終非を遂候奸計相工ミ萩住居之者一切、御膝元へ不罷出様ニと種々紀律を設ケ、遂ニ坂、越之、古法を主張候類之次第、全く言語を塞ギ、君を愚ニする之企、如何ニも切齒ニ不堪……^⑥

「坂越之古法」は、通行にかんする何らかの古来の法だと思われるが、今のところ不明である。だが、政府が、萩城下の藩士一般(萩住居之者一切)にたいして、山口(御膝元)への通行を規制し、遂には、当時は用いられていなかった古い法を提起したことは分かるのである。このように物理的な意味においても、藩主と政府の御前会議の体制が藩士一般から

独立したことが、俗論派にとってどんなに衝撃的な事件であったか、容易に想像されると思う。かつて御前会議は、制度として藩士一般から相対的に自立しつつあったが、ここで空間としても藩士一般から自立したのである。こうして、政事堂の山口への「脱出」——この表現が事実に対応しいだろう——によって、周布らの専断の体制は、また、さらに完成へ向かったのである。文久三年十月十五日には、蔵元諸役所、郡奉行の役所も山口へ移り、翌元治元年八月には「政務座、手当方（軍事方）」の区別が廃止され、政務と軍事が一元化される。このようにして、藩政機構の御前会議の下への一元化は、一步一步、順に進行し、絶対主義への傾斜が進展する。そのなかでも、御前会議の藩士一般からの相対的自立によってメルクマールをなしたのは、政事堂の山口への「脱出」なのであって、したがって、俗論派は、御前会議の専断が実効的に開始されたと推測される「去夏」、文久三年六月を挙げたと思われる。法制史家メルツバッハーは、「絶対主義の下では君主と国家とが大幅に同一視されたので、君主がどこに居城を構えるかもやはり決定的に重要な意味をもった」と述べて、一七世紀、絶対主義の国法学者、ダニエル・オットーの「君主居る所に宮廷あり」という表現を引用している。^④

この頃、木戸が多用した表現に、「公（藩主）之御断にて御抑揚無之ては、御料理は出来不申」（文久三年二月一八日）、「御親ら御料理被遊」（元治元年正月二〇日）、「此往之料理は下にては中々出来不申」（同）などがある。料理という表現は、「藩士一般」から相対的に独立し、「藩士一般」を操作する木戸の御前会議、その機構化した政事堂に依拠した絶対主義的政治家の資質の芽生えを示すものがあると思う——イタリアのマキアヴェリは、絶対主義的政治を医術の立場からしばしば論じたが、日本の木戸は、これに台所の言葉を用いたのである——。

① 『修訂防長回天史』三の上 三〇六―七頁。

② 『長井雅楽詳伝』一九七頁等。

③ 同右 一九九頁。

④ 同右 一九六頁。

⑤ 「浦日記」文久三年八月二〇日の御前会議も、やはり同様の座配で

ある。この図は『修訂防長回天史』四の上 三九―四〇頁にも収録されている。

⑥ 『木戸孝允文書』一 文久三年六月二四日 如山宛書状 三七五頁、

文久三年九月四日 村田次郎三郎宛書状 四〇九頁。

⑦ 『吉川経幹周旋記』一 二九四頁 長州藩主上書。

- ⑧ 『修訂防長回天史』三の下 四二九頁 文久三年 馬関(下関)巡検復命書。
- ⑨ 『年度別書翰集』13 前田他書状 文久二年一月 山口県文書館蔵
- ⑩ 『修訂防長回天史』四の上 五八頁。
- ⑪ 「宮武間周旋如末」二の九 山口県文書館蔵。
- ⑫ 同右。
- ⑬ 「年度別書翰集」13 文久二年一月八日 山県半七書状。
- ⑭ 同右 文久二年一月八日 高杉小忠太書状。
- ⑮ 『修訂防長回天史』三の上 三八二頁 文久三年閏八月一七日 江戸政府書状。
- ⑯ 「年度別書翰集」13 文久二年一〇月二日 北条瀬兵衛書状。
- ⑰ 『修訂防長回天史』三の下一二二頁。
- ⑱ 「年度別書翰集」15 文久三年六月 前田書状。
- ⑲ 『修訂防長回天史』三の下 四〇八一〇頁。
- ⑳ 注⑨に同じ。
- ㉑ 『木戸孝允文書』一 文久二年二月 二八八頁。
- ㉒ 注⑩に同じ。
- ㉓ 『修訂防長回天史』三の下 四四頁。
- ㉔ 下山三郎『明治維新研究史論』 御茶の水書房 一九六〇年 二三四頁、「巨大な独立性と自立性」という表現は、『レーニン全集』一七巻からの引用である。
- ㉕ 『修訂防長回天史』三の下 八二頁。
- ㉖ 同右 八二—三頁。
- ㉗ 山口県文書館『防長風土注進案研究要覧』山口県地方史学会 一九六六年所収の「諸郡代官一覽」によれば、この代官制改革は実行された。
- ㉘ 『修訂防長回天史』三の下 三五三頁。
- ㉙ 同右 三五七頁。
- ㉚ 芝原拓自『明治維新の権力基盤』 御茶の水書房 一九六五年 二八二—三頁。
- ㉛ 『吉川経幹周旋記』一 四七二—七頁。
- ㉜ 同右 四六九頁。
- ㉝ 『修訂防長回天史』三の下 八三一—四頁。
- ㉞ 同右 八四頁。
- ㉟ 同右 一八七—八頁。
- ㊱ 『吉川経幹周旋記』一 四六六頁。
- ㊲ 『修訂防長回天史』四の上 一六二頁。
- ㊳ 同右 四の下 一七五頁。
- ㊴ フリードリヒ・メルツバッハー「ドイツ絶対主義における國家とエス・プブリクム」 前掲成瀬編訳『伝統社会と近代國家』 五二頁。
- ㊵ 『木戸孝允文書』一 岡善右衛門宛書状 四三三頁、同書 二宛先不明 六頁。

第三章 日本的絶対主義の形成

第一節 「有司」の系譜

文久藩政改革を推進したのは、前章で見たように周布政之助、木戸孝允、高杉晋作、そして前田孫右衛門、宍戸九郎兵衛らの政府員たちであった。この政府員たちの歴史的 성격について本節で検討したいと思う。

前章で掲げた俗論派、工藤半右衛門の歎願書は、結論として次のことを述べる。

……大小有司御一洗、地・江戸当役、侍御吏（直目付）鼎足之御旧典へ被復候様御手を不被下候ては、何程御苦勞被遊御配意候ても無益ニ属し、終ニ亡国ニ立至……^①

俗論派は、「大小有司御一洗」つまり「有司」全員の罷免と、三役「鼎足」の「御旧典」への復帰の二つを、「亡国」に至らないための最底限の要求としている。後者については、すでに検討したところであり、ここでは前者の「有司」という言葉に注目したいと思う。有司というのは、役人を指すが、通常、役人一般ではなく、要職の役人を言う。事実、工藤歎願書は、「御直目付毛利登人、政事堂渠魁前田孫右衛門、麻田公輔（周布政之助）、渡辺庫太（内蔵太其外大小有司悉く朋党仕^②）とも述べている。当時、前田は手元役、渡辺は政務座役であり、「有司」は、これら政府の要職に在る役人を指している」と判断できる。

村田清風は、天保二（一八三一）年の長州藩全藩に拡がった百姓一揆当時、手元役であったが、「此乱何事より萌さしたるか、克々工夫あるへき事なり、罪は政をなす人ニあるへし、出納を司る役人ニハなしと知るへし^③」と記した。近世後期の藩政の実権は、前述のように実務の役人に移っていたが、それは、「出納を司る」、藩役人の大多数を占める技術者の役人への移行ではない。実権は、これと対比される「政をなす人」、政務の実務役人に、つまり前述の御前会議に参加する「手

子中」に移行したのである。彼らは、御前会議において「二の間」に座配を占め、実質的に会議を推進した。「手子中」は、もともと当職、当役の付属役人(属吏)であり、「何かしの御手元」と呼ばれ、当職、当役の実務を担当し、そのブレーンを構成しておいたのであって、近世後期の藩政の実権は、当職、当役から彼らに移っていたのである、

村田は、天保十一(一八四〇)年の「負債談」のなかで次のようにも述べている。

……国家の貧病も、此御心得にて御療治被仰付度、諸有司、日日取扱候中に御仕與(天保藩政改革)之立と不立とは有之事にて④
右のように、前述の「政をなす人」は、天保期にも「有司」と呼ばれていた。そして、もちろん、右筆から手元役、用談役(当役補佐、後述)へと昇進した村田自身が、「有司」の代表的人物であったのである。彼は、この「有司」を、「手子衆」とも「手元衆」とも呼称し、また藩内「総聞之役座」、あるいは「上下之際に彼相立、御國中上下之意を御出納」する役と述べている。⑤「有司」村田の自負は、藩政の実権と呼ぶに相応しいものであろう。

天保改革の指導者として知られている村田は、財政整理の基本方針を述べた「御仕組大目途」(天保九年)や、改革大綱を論じた。「流弊改正意見」(天保一二年)⑥その他の建白書からも十分に窺えるように、明晰で合理的な、そして「精勤専一」の実務者であった。また彼は「和漢の学よりハ、御家の三十三ヶ条(万治制法、毛利家の基本法典)の学第一ニ候間、夜白座右ニ置、御守リ之様ニ存候⑦」と述べているように、現実をこそ出発点とする徹底した実務の役人である。その実務における練達は、「第一地理図(防長海陸明細絵図)、戸籍帳、国郡志(防長風土注進案)之御記六、此三通リ之御手控有之候ハム、御両国(周防・長門、長州藩)之事ハ暗夜も掌の上ニ御握リ、被成候様ニ可有之⑧」という言葉に象徴的に示されているのである。

紀州藩においても、水林彪氏が指摘したように、藩政の実権は、「加判之列」から「元来、加判之列の審議のための下調べを行うにすぎない官職」であった「奥右筆」に移ったのであり、事態は、長州藩と同様であった。この実務役人は、「厖大な法規、先例をほとんど暗誦するほど」であったという。水林氏は、このような実務役人の現実主義、合理主義を、

「近世的世界が生みだし、近世的支配を担った新しい人間類型の一つ」と見なす。また、彼らを「非人格的」で「合理的な官僚制」と呼び、彼らから「精神なき専門人、情熱なき享楽人」というウェーバーの言葉が想起されるとも述べている。氏の評価の前半部分は、卓見であり、首肯されるのであるが、後半の部分、人間類型としての「非人格的」、機構としての「合理的な官僚制」という把握には、とくに幕末の状況について、一考の余地があると思う。

「有司」村田は、合理的で現実主義的な練達した実務役人であるが、一方では「時々刻々事に臨み、公と私との差別をいたし、毫厘の私心もはらひ棄、上下へ対し、少しも恥る心無之」とか「御奉公、実意を存候ハム、絶て譲り遁候心底有之間敷」と述べる。ここには、「上下へ対し、少しも恥る心」のない、「絶て譲り遁候心底有之間敷」という、強い、「人格性」の主張ともいうべきものが認められると思う。そして、この「人格性」の主張は、その基底が、「毫厘の私心もはらひ棄」であり、「御奉公」の「実意（まことのこころ）」であることから、近代的人格の発見ではなく、復古的、非合理的な武士の精神に依拠していると思われるのである。このように「有司」の非合理精神を確認することによって、御前会議の次のような前近代的側面も浮き彫りにされるのである。

前に検討した幾例かの御前会議は、会議の決着の仕方に、ひとつの共通点がある。天保十五（一八四四）年「公内借捌の法」を採択した御前会議において、小川善右衛門は、^が諤々たる論争を行い、徹夜に及んだ会議の最中に罷免された。また、安政五（一八五八）年、安政改革綱領の「氣付書」原案を提出した御前会議においても、会議の当日と翌日、工藤半右衛門と村岡伊右衛門が罷免された。文久二（一八六二）年、尊攘藩是を決定した御前会議でも、直後に藩是に反対した内藤造酒が罷免されている。^⑩以上のように、御前会議は、討論における対立が、しばしば人事の発動によって決着したのであり、会議の途中でこれが発令されたことすらある。このような事実は、御前会議に参加した「有司」たちの行動原則が、討議、意見対立、合意の形成あるいは多数決、多数への服従という近代的なものではなく、罷免されるまで自説を貫き通す、「実意を存ハム、絶て譲り遁候心底有之間敷」という、非合理的な「実意」、封建的武士意識、名誉の感情であったこと

を指している。したがって、前述のように会議中に罷免されることすら、「有司」にとって、不名誉なことではなかったはずである。これらの「有司」は、「非人格的」な、権威信仰で固まった近代の「合理的な官僚」とは、およそ異なる「人格的」な相貌を持っていたのである。^⑬

村田清風は、三七才で右筆、四二才で手元役、四九才で実務役人の最高位である用談役に就任した。^⑭用談役とは、当役(江戸家老)の補佐役であり、「有司」の長である。注目すべきことは、用談役が、以前には享保十三(一七二八)年に一度置かれ、翌年に廃止されたことがあるだけで、村田の天保改革中の就任を機として、以後維新まで連続して置かれたことである。^⑮用談役は、事実上、村田によって始められたと言えるのであり、この事実からも、村田が「有司」のある新たな段階を作り出したと思われるのである。村田の自他ともに認めた後継者が周布政之助である。周布は、二八才で右筆、三二才で手元役と「有司」の道を歩き、四二才で自刃した。^⑯そして、重要なことは、幕末の木戸孝允が、やはり、周布に認められて三一才で右筆に任ぜられ、元治の内戦の後、討幕派が実権を握った長州藩で、三三才で最高位の用談役に就任し、同じ「有司」の道を歩いていたことである。禁門の変に敗走して但馬に潜居した木戸が、討幕派の勝利の後、長州藩に帰国するや、ただちに政府の中心に迎えられるのは、旧政務座役(右筆)の同僚の渡辺内蔵太、橋崎弥八郎、久坂玄瑞、中村九郎、また旧手元役の宍戸九郎兵衛、前田孫右衛門も、ことごとく刑死、あるいは戦死し、彼が旧周布派「有司」の、唯一と言ってよい生き残りだったからに他ならないのである。このように、村田清風、周布政之助そして木戸孝允へと「有司」の系譜が続いていることを確認する必要がある。

この「有司」の出身階層は、村田が天保改革時九一石の大組、後、功により一六一石であり、周布が六八石余の大組、木戸も九〇石の大組である。^⑰前掲の表Ⅳおよび表Ⅴに見られるように、「有司」たちのほとんどが大組に属し、禄高も一〇〇石前後である。大組は、八組とも馬廻りとも言い、田中彰氏が指摘したように長州藩の正規藩兵、八組を構成する中堅家臣団なのであるが、そのなかにおいて、この「有司」たちのような一〇〇石前後の家臣は、禄高から見れば、足軽や

輕卒を除く、狹義の武士、正規藩兵の最低の階層を構成しているのである。近世武士にとって、もっとも重要な軍役は、周知のように禄高によって決められる。嘉永六（一八五三）年の軍役規定によれば、「人張定」（従者の定）は、禄高一〇〇石に付二人と決められており、一〇〇石が最小単位である。また「武具定」は、一六〇石から一万六二〇〇石まで、三七段階に区分されているのであり、最低は、一六〇石の小銃一張と槍一本である。また、騎馬は、二五〇石以上である。従って、前掲した「有司」の禄高においては、少数が「人張定」の最低に属し、また僅少な例外を除いて、「武具定」、「騎馬定」の範囲に入らないのであり、かくて明らかなように、村田、周布や木戸らの「有司」は、いわゆる「一騎働」に属する、戦時には己れ一個の技量のみによって戦う、最低の武士であった。第一章で述べたように、洋式軍制改革にたいする譜代の家臣の反対に苦闘した来原良蔵は、一〇〇石以下の家臣を五〇石平均にするという案を抱いていたが、彼自身も七三石の大組の藩士であり、従って、周布や木戸や来原らは、「一騎働」の、即自的に、フラットな平均された洋式軍団編成に適合する階層だったのである。

戦時について言えることは、平時の「御奉公」についても同様なのであって、「有司」は、彼らの上司たる加判役や当職、当役と違って、陪臣や補佐役、ブレーンを持つ訳ではなく、彼ら自身の実務における練達、「精勤専一」（村田清風）によって藩政を統括し、実権を維持した。村田は、「御両国之事ハ、暗夜も掌の上ニ被成候様ニ」と嫡男に繰返し心得を説いたが、このような「有司」個人の政治的な「知」の習得こそが「有司」の権力の基盤であった。絶対主義官僚の権威の源泉は、その「秘事」としての「知の原理」（マルクス）であり、やがてその「偶像化」に他ならないのであって、「知」の独占にすら、彼らは権力の基盤を求めるのである。周布は、文久三（一八六三）年の始めに「御国（長州藩）中の人民、凡七十万、此内三十五万は婦女、十七万五千は男にて老幼と見候て、引残り拾七万五千之丁壮男兒へ御引当之大砲、小銃御調置相成」と述べて、藩内皆兵構想実施の実務的検討に着手していたが、このような大局的な構想も、右のような「有司」の「知」、民政を含めた藩政統括における練達に由来を持つであらう。もちろん、「有司」が、藩政全般の「一元的な統括

者」たりえたことの、より大きな歴史的前提には、日本近世の封建制の特質である兵農分離、土地所有の一元化、重層的土地所有および重層的諸権利の止揚、藩政機構の集中があるのである。こうして「有司」は、幕末には絶対主義国家の官僚予備軍の資格を獲得していたことが分かると思う。

世界的な視野から日本における長州藩の絶対主義形成を見る場合、周布らが藩主の「御直裁」すなわち「形式としての親政の体制」を掲げた安政五年から、僅か七・八年後の慶応期には、田中氏や芝原氏によって明らかにされたように、木戸たちの指導のもとで藩制の一元化、軍制における世禄・陪臣の解体、藩士の「一騎働」への平準化が実行され、藩体制の絶対主義化は、明確なものとなる。それは、ヨーロッパの絶対主義形成過程と較べて、異例に早い速度である。その要因として、欧米資本主義の到来という外圧の条件があることは当然にしても、国内的に言えば、慶応期の用談役、木戸孝允を、村田や周布らの、右筆に始まる「有司」の系譜の上に位置づけることが必要な事柄だと思う。

ただし、前述したように、俗論派も、もともと周布派と出身階層を同じくする実務の能吏、「有司」なのであり、「有司」であることによって、即自的に絶対主義の官僚へと向うのではない。「有司」が、絶対主義の官僚へと向うためには、本稿で検討したような、藩主の上意の下における、「有司」グループの排他的結束という政治が必要であった訳である。ともあれ、本節で重要な点は、慶応期、討幕派長州藩の最高指導者である木戸が、右のような「有司」の系譜上にあるということであって、それは、同時に、前に村田清風について見たような復古的ですからある非合理的武士意識をも、彼が、彼の「知の原理」のなかに継受していることを示していると思う。

第二節 日本の絶対主義の形成

検討して来たように、周布派の「有司」たちは、御前会議に結束し、またその機構化した形態である政事堂に参集して「形式としての親政の体制」を形成しつつあった。その際には、藩主の上意を「輔翼」し、強化する「政治」が、「有司」

たちの推進する藩体制の絶対主義化の要点であることが明らかになったと思う。したがって、文久三（一八六三）年、政府に参加した高杉晋作が次のように述べるのは当然である。

……如私疎狂之者を、今日之如く両君（藩主父子）御深愛を蒙候ては、日用平常之苦心焦慮は固より、山崩地砕候ても、確乎不離君側心底に御座候^②

このように「山崩地砕候ても、確乎不離君側」ことが、「有司」には必要なことであった。また、征長軍出陣と、藩内俗論派の抬頭によって実権を奪われ、元治元（一八六四）年九月、自刃した周布政之助も、藩主に宛てた遺書、「申上置候事」のなかで次のように述べている。

……自訴にても御免に相成候は、最後之御奉公と奉考、其儀をも不得、今更御奉公之廉目不相立、甚以奉恐入、死後之余罪消処無座候得共、精神を天地之間に残し候て成共、可奉酬鴻恩候間……^③

藩主への「自訴」（軍訴）も不可能になった時、周布は「精神を天地之間に残し」て、「鴻恩（藩主の恩）」にたいする「死の忠誠」を誓ったのである。右の高杉や周布に見られるように藩体制の絶対主義化を推進する「有司」の藩主への忠誠は、藩士一般よりも深刻であり、復古的ですからあると言うことができる。前章で見たように、やはり、「有司」には、非合理的な前近代の精神が貫徹するのである。^④

この周布は、かつて、前引したように「仮令いか程不都合之儀有之候共、上意決て被成御押砕候御積」、「上意は不被為替候段必然」と、藩主の上意は、いかなる反対派をも打砕き、不変であると述べていた。この確認があればこそ、御前会議を中心とする藩体制の絶対主義化が推進されえたのであった。したがって、なぜ、この元治元年、上意に依拠した周布派が俗論派に敗北してしまったのか、すなわち、なぜ、この時、藩主の上意が、俗論派を粉砕できず、逆に、俗論に変節したのかということを検討する必要があると思う。

安政二（一八五五）年、周布派政府に参加する前の、木戸孝允は、次のように述べていた。

……僕は当君之麾下きかに従すると雖、我家は二百年来毛利家に食する時は、実に社稷之臣、假令、当君之御意に反すとは雖、豈あに黙するに忍乎……^②

この文章から、長州藩の家臣である木戸の忠誠観が、二重構造になっていることが分かると思う。ひとつは、「当君之麾下、従する」ところの当君(現藩主)の臣、木戸であり、いまひとつは、「二百来毛利家に食する時は、実に社稷之臣」という社稷の臣の木戸である。すなわち、当君の臣と社稷の臣の二重構造であり、木戸に示されているように、両者は對抗関係にあり、しかも、前者よりも後者の方が、より重く、より上位に位置しているのである。社稷の臣たる木戸は、当君の臣としての木戸を否定することができるのであり、「当君之御意」つまり上意に反することも敢えてなすのである。

「天下に横行する」と自称し、実際に幕臣、江川太郎左衛門に入門し、中島三郎助に師事した早い時期の木戸の、広範な藩を越えた活動の根底には、このような二重の忠誠観が存在したに違いない。当君も、二百年来の毛利家、社稷も、いずれも木戸にとって忠誠の対象であることは、同じ時期の書状の中で、木戸が「五郎(木戸)生て毛利氏之臣、死て毛利氏之鬼」と断言していることから分かる。

右のような二重の忠誠観、社稷と当君という区別と、その対立的把握は、木戸の独自のものではなく、当時、幕末期に普遍的に存在していた。取りあえず一例を挙げておこう。安政五(一八五八)年、長州藩士、赤川某は、水戸藩士に宛てて次のように述べた。

……周本半助、至正純忠にて、社稷を重し、其君を軽する真大臣之人物……^③

周本半助が彦根藩士であるということは、ここでは問題にならない。重要なことは、「社稷を重し、其君を軽する」ということが、肯定的な価値観をもって語られているという事実である。社稷という言葉は、社は土の神、稷は穀の神であり、土穀により人を養ふ意から転じて国家の義である。木戸の言う社稷、国家は、「二百年来毛利家に食する」という歴史性を持つ長州藩国家の概念であり、当君を越えている。社稷に忠誠であることによって藩主の上意に反逆することが可

能なのである。藩主の上意の強制力は強力であり、反逆する家臣にたいしては、前述したようにこれを処罪する権利を持っているのであるが、注意すべきことは、木戸もまた、前近代的な非合理精神を持った武士に他ならないことであって、木戸は、突詰めたところは「死て毛利氏之鬼」という、周布の「死の忠誠」と同類の、近代の合理精神と異なった精神によって、国家への忠誠を果たすべく、上意を越えることができるのである。

右に述べたような、社稷(国家)の臣に基づいた上意への反逆は、単に個人のレベルで存在したのではなく、幕末には集団的に発生したのである。前章で検討した文久二(一八六二)年の長州藩尊攘藩是にたいして起こった俗論派の御意難事件、第一回俗論派沸騰を想起したいと思う。文字通り、藩主の御意(上意)に反逆する事件が、集団レベルで惹起していた。また、文久三年八月十八日のクーデターにより、長州藩勢力が京都から追放された直後にも、八月二十九日から、俗論派の壮士一〇〇名が山口に集結し、強訴に及んだ。いわゆる第二回俗論派沸騰であり、処分者は、九月から十月にかけて二七名、坪井が永遠流のち賜死に処されたのを始めとして、隠居、逼塞、遠流の重罪にされた。^④佐幕論を唱え、また洋式軍制改革に反対した典型的守旧派たる俗論派——この呼称は、周布派が付けたものであり、俗論派自身は、自派を正義党と、周布派を慷慨党と呼んだ^⑤——も、死罪を含む多数の処罪者を出しながら、上意に反逆したことを認める必要がある。そして、元治元年、ついに周布派を倒すことになった俗論派の三回目の沸騰においても、事情は同じである。前掲した周布派批判を展開した工藤右衛門の歎願書(全三ヶ条)は、第二条「群吏朋党御一洗之事」、第三条「両君萩御帰城之事」で、次のように述べている。

- (1) ……己か(周布派政府の)罪科、且君、侯、之御失策をも、益田其外之三大夫ニ譲り……(第二条)
 - (2) ……国家危急切迫ニ至候ても、君、侯、更ニ御悔悟無之、直様佞臣を被相用……(同)
 - (3) ……老君(現藩主、敬親)之儀は、山口御好ニ御座候へハ御退隠被成……(第三条)^⑥
- (1)に記された「益田其外三大夫」は、益田弾正ら三名の家老が、禁門の変における長州藩兵暴発の責を取り、征長軍へ

の謝罪の意を示すために切腹したことを指している。注目すべきことは、俗論派が(1)「君侯之御失策」や(2)「君侯更ニ御悔悟無之」かったことを追求している点である。そして(3)に示された批判は、事実上の現藩主の隠退要求に等しいと考えられる。ここに、上意が、俗論派にたいして絶対的権威を発揮していないことが明示されているのである。(2)に記されている「国家危急」が俗論派の藩主批判の重要な基礎になっていることは明らかであるが、工藤の歎願書は、他の箇所でも、たとえば「終ニ亡国ニ立至」る危機であるから「壮士(俗論派の)奮発、誠忠之志」を揮う等々と繰り返している。「亡国」の危機は「幕威」、征長軍がもたらしたのであり、「幕威」が藩主を圧倒したのであるが、俗論派は、この危機に際して、国家(社稷)を守ることが、藩主個人よりも重いという論理——つまり俗論派の国家論——を前面に掲げて、藩主個人の失政を責め、隠退を求めたのである。このような国家論は、主君にたいする「静穩(しずま)は国民の第一の義務である」という絶対主義的国家論と異質のものであると言わなければならない。

後年、当時、長州藩の政府員であった兼重讓蔵は、元治元年の政争について「約(よ)まり、押し詰めて君を載いてという方(周布派)と、君を押し詰めても社稷を全うするか宜しいと云ふ反対の議論(俗論派)」の闘争であったと述べている。^⑤前章まで検討した、幕末長州藩における藩体制の絶対主義化をめぐる上部構造の政治史は、結局、ここに集約されると思う。前者の周布派の主張、「押し詰めて君を載いて」という論理は、当君を絶対化する、すでに検討した絶対主義へ向う論理であり、周布派は、藩主を戴いて「国家と俱(とも)ニ亡ん事を謀(はか)る」(工藤歎願書、第二条)だったのである。^⑥国家を越えて、藩主が絶対的なのである。それは、征長軍を前にして、藩体制の絶対主義化を推進してきた「有司」たちのぎりぎりの究極的な国家論だと考えられる。

これにたいして、後者の俗論派の主張は、「君を押し詰めても社稷(国家)を守る」という正反対の論理であり、国家の方が藩主よりも重いのであって、前掲の周布派政府に参加する前の木戸の「社稷(国家)を重し、其君を軽する」と同じ主張なのである。西欧中世史研究は、このような「王と国家の峻別」、すなわち、王の「かれ自身の死すべき身」と、「そ

の上位に立つ永続的な共同体」たる国家の区別、そして王ではなく、国家の神聖視が中世の特質であること、家臣は国家を守るためにより善き王を求めて現在の王に反逆できたこと、絶対主義が、この国家を引き下げ、王を絶対者たらしめたことを明らかにしている。^③ かつての木戸や、俗論派の主張は、王と国家の対比の見地から言えば、絶対主義以前の論理に他ならないのである。このかつての木戸や俗論派の国家論と、前述の周布派の国家論との抗争こそが、幕末における上部構造、藩権力の絶対主義化の基本線である。かくてまた、木戸は、その後、周布派に参画して「押し詰めて君を載」く側に立つことにより、かつての木戸からの飛躍を遂げ、絶対主義への道を進んだことが分かるのである。

西欧絶対主義の形成においては、周知のようにフロンドの乱や、激烈な農民戦争、三十年戦争などの展開によって、貴族が没落し、「王と国家の峻別」を行う中世的国家観は、君主を超越者とする絶対主義国家論によって徹底的に否定された。これに対比して、日本においては、世界的条件の違いがあり、安政五年以後、一〇年に満たずして早熟的に形成された藩体制の絶対主義化が、日本的な特質を持っていたことが確認されねばならないと思う。まず注目すべきは、安政期から文久期の周布派、そして慶応期の討幕派へと継承される、長州藩における社稷(国家)の神祭の拡張の政策である。

周布派政府は、第一章で述べた安政五年の藩政改革綱領の「御軍政之事」において、

今般、御軍政之始に、御霊社御臨時祭被仰付、御祭式等広く勘考、御例祭をも猶又手厚く被仰付^④

と提案しており、彼らの第一の課題であった軍制改革を、「御霊社御臨時祭」の挙行と、「御例祭」の拡張から着手しようとしていた。また、文久二年七月、「議論紛々」数日に涉った御前会議で長州藩尊攘藩是が決定された時も、同年八月、従来の藩祖三霊、洞春(元就)と天樹(輝元)、大昭(秀武)に、常栄(隆元)を加えて四霊に拡張し、五日間の大法会を行っている。^⑤ この藩祖の神祭は、後にも再確認するように長州藩国家、社稷の神祭に他ならない。このような社稷の神祭の拡大は、前述したように、社稷(国家)ではなく、当君(現藩主個人)を絶対化する周布派の政策とは、微妙に抵触する側面を持っていると言ふべきだと思う。もっとも、この二例だけであれば、これは、社稷を第一に掲げる俗論派の家臣らを押さえるため

の策略と見ることも可能であるかも知れない。しかし、高杉らの討幕派諸隊が俗論派を圧倒した元治の内戦終了直後、二月に萩と山口で各々三日間づつ行われた藩祖四霊臨時大祭においては、事態は深刻である。藩主は、家臣団の前で、次のような参拝告文を読んだのである。

……霊社四公の靈に告ぐ……霊社四公国基を無疆に肇め……敬親不肖の身にして入て其統を承け……祖宗の國家に勤勞せしを思ひ、付託の重大なるを恐る、家を嗣しより二十余年、何ぞ國らん国内動揺、物議騷擾を生じ、如此の艱難に及ばんとは……國事の難を救ふ能はず、才の乏しきに依て、遂に社稷浮沈の際に至れり、其罪戾に多し、今謹で誠を布き、祖宗在天の靈に謝す、祖宗在天の靈、若し是の罪戾を許し、積怒を寛めば、今よりして既往を悔い、将来を慎み、群臣を率ゐ、更に維新の政を布き、重て上下の一和を謀り、永く社稷の全を求めん^⑩

右のように、藩主は、家臣団の前で「国基」を始めた藩祖四霊に向って、俗論を採用し、旧政府員のほとんどを処刑したことについて「既往を悔い」、「祖宗在天の靈に謝」し、「永く社稷の全を求めん」ことを誓った。ここに明らかになる第一のことは、長州藩の國家(社稷)とは、洞春(元就)らの藩祖が「国基を無疆に肇め」と述べられているように、藩祖たちが創始したものであり、代々の藩主は、社稷を藩祖から「付託」されていたことである。西欧中世の國家も、近代の契約國家とは違って、神の恩恵によって授けられた神聖な、外在的なものであり、王もこれを汚すことのできない至高の存在だった。^⑪長州藩の社稷(國家)も、これと同様に、藩祖から「付託」された前近代的な聖なる國家であったのである。第二の点は、日本の藩主の君主としての特質である。西欧では、戴冠式の儀式が、絶対君主の社会的存在を象徴すると言われている。フランス絶対主義の國家學者ボッシュによれば「國王は地上における神の代理者であり、戴冠と灌油をつうじて、死すべき普通の人間よりも高められ、王座は『神ご自身の座』なのである。それゆえ國王は、絶対者として統治し、あらゆる批判をまぬかれている」^⑫。ルイ一四世が「朕は國家なり」という有名な成句を発したという証拠はないが、それは「やはり、かれの統治の實際を的確に特徴づけたものと見なして差し支えない」^⑬のでもある。「厳格な親政の体制」

を典型的に実現したフリードリヒ・ウィルヘルム一世について言えば、およそ「国家という概念そのものがこの王には欠如している」のであり、彼のみが絶対者であった。そして、一八世紀ドイツの他の領邦絶対主義の君主たちは、よりドラマティックにされたルイ太陽王（一四世）の模倣であった。西欧では、絶対主義国家の形成過程において、君主哲学が形成され、神聖なる国家の概念が世俗へと引き降ろされた。これは、前近代の聖なる国家が、近代の人民自身の契約国家へと向うための、必要な一段階、国家の世俗化であった。

日本では、安政五年、文久二年、慶応元年と、長州藩の重要な闘争が起こった時に、社稷（国家）の神祭が、拡大されて繰り返される。国家は、逆に、一層、神聖化され、外在化されたと言ってよい。そして、慶応元年、討幕派が最終的に権力を確定した時に、藩主は「国基を無疆に堅め」た藩祖たちに向って「既往を悔い」、「才の乏しき」を訴え、その罪を謝罪しなければならなかった。幕末日本の藩体制の絶対主義化の中核となった長州藩主、毛利敬親には、前近代の聖なる国家と対決し、ルイ一四世のように、これを引き降ろして同格化する自負も、ウィルヘルム一世のような傲岸たる無視の姿勢も、その方向すらも認められないと思う。敬親の権力の正当性は、神の正義（レヒト）でもなければ、己れ自身の力でもなく、「不肖の身にして入て——敬親が養子であることを指す——其統を承け」という、およそ君主哲学の名に値しない、中世的未開の血縁の論理を出ていないと言わねばならない。

右の事実、世界史のなかで異例な速度で展開され、「有司」によって推進された日本の藩体制の絶対主義化において、君主たるべき藩主が決定的に立ち遅れていたことを示していると思う。それは、藩主が、長州藩の元治の内戦において、周布派（尊王攘夷派）から俗論派へ、そして再び俗論派から討幕派へと、政争の展開のまに、明らかに他律的な動揺を露呈し、彼の上意の絶対性の欠如を明示したというだけではない。問題は、一層、普遍的なのである。前述したように、「有司」たちが推進した藩体制の絶対主義化は、「形式としての親政の体制」の構築であり、「有司」（「執政の臣」）は、藩主の上意を「輔翼」し、上意を絶対的なものとして家臣団に強制したのであった。それは、本稿で検討したように、実体

としての「有司」の専制と、形式としての藩主の親政との複合体であり、西欧の「厳格な親政の体制」のような単純な構造ではない。この「日本的な親政の体制」を「有司」たちは、俗論派が批判したように「御直捌」と称し、実体としても藩主の親政であると装いすらししたのであるが、それは親政の内実において無理を内包していたと言うべきであろう。「有司」たちは、「二ツ一ツ之御時節」という世界的条件のなかで、強引に、早熟に絶対主義権力の構築に着手したと言っている。そして、「有司」の専制という実体と、藩主の親政という形式、この実体と形式の乖離に、矛盾が集中したのである。俗論派の集団的な上意への反逆が成立可能であったという点に示されるように、代々の「其統を承け」た歴史的存在としての長州藩主も、人格的存在としての長州藩主も、ともに如何んともし難く弱体であったのである。

前章で検討したように、慶応元年、討幕派長州藩に復帰した「有司」木戸は、文久藩制改革を忠実に継承して藩制を一元化してゆく。藩主の「直裁」についても、「万端、御直に御指揮不被為在候ては、百年相待候とも、決して十分之御備(拳藩体制)御六ヶ敷奉存候」と述べて、その継承を確認している。御前会議についても、たとえば、慶応二(一八六六)年五月に、幕長戦争の開戦のタイミング(「戦期」)にかんして、そして慶応三(一八六七)年九月、長州藩兵上京の可否について、いずれも最重要の事柄について御前会議で決定が下されている。このように慶応期の討幕派長州藩においても、「御直裁」と御前会議、つまり「形式としての親政の体制」が構築されたのであり、「有司」の依拠するところがやはり藩主の上意が所持する強制力に他ならないことが分かる。

しかし、慶応期の「有司」木戸は、一方では、拳藩体制について次の如くに述べている。

……手足之強きにまかせて相動き候を、心部是を制する不能、是また此勢を醸成す一朝一夕の事にあらず、実に千載之遺恨也……^③

「手足之強きにまかせて」とは、長州藩の奇兵隊を始めとする諸隊の上京暴発しようとする勢を指しているのであり、木戸や周布、高杉らが、かって元治元年に禁門の変に暴発した諸隊を押さえられなかったことが、木戸の重要な反省点であって、「千載之遺恨」であった。元治元年正月、奇兵隊の設立者、高杉が政府から派遣され、最も暴発する勢の強かつ

た遊撃隊を説得したが、不成功に終わった。この時、高杉が持参したのは、藩主の鎮静の上意を記した「御書」であった。^⑧また、すでに検討したように、「有司」たちの強制力（是を制する「力」）は、専ら藩主の上意の機能に拠っていたのであった。したがって、「心部是を制する不能」と記された「心部」は、直截な表現が避けられているものの、「有司」たちが依拠した藩主の上意を指している可能性が極めて大きいのである。少くとも、藩主の上意を中心とする長州藩の権力の中枢部を指していることは間違いないと考えられる。

したがって、右の「心部」論——木戸の君主論である可能性が多い——、すなわち、「心部」の弱体についての客観的把握は、「一朝一夕の事にあらず、実に千載之遺恨也」という歴史によって形成された、「有司」たちのある覚醒であると思う。^⑨それ故に、木戸は、前引の文章に続けて、

……弟等、只其心のみを相尽し、斃て休之外更に無策、何卒老兄にも現世之至愚となり、現世之柔弱となり、現世之憶病となり、千載に不相恥之心を以今日の弊を御矯め被成候様……^⑩

と語るのである。文中の老兄は、木戸の後輩の伊藤俊輔（博文）であり、世人から「至愚」、「柔弱」、「憶病」と言われようとも、という文意には、「有司」の孤立感と変幻自在の政治策略への傾斜が示されている。前述したように、かつて「有司」の専制の実体は、藩主の親政の形式の後衛をなしていた。慶応期の「有司」が、親政の形式を否定した訳でないことは、すでに見たとおりであるが、この「心部」が弱体だという政治認識の覚醒が、「有司」たちを支配階級の前衛へと転進させ、「斃て休」む他ないような、「其心のみを相尽し」という最大限の政治的錬磨の主體的な発揮へと向わせたと考えられる。

周布も、自刃の際に、同志に宛てた遺書のなかで、次のように述べる。

……天性殺氣乏敷者にては、何共致方無之、且仏者之因縁と申気味か、所詮支えられ、愚意を得果し不申、終身之遺憾此事と相考、粒食不下咽喉心事、思召分可被下候也^⑪

「仏者之因縁と申気味か」とは、周布が、かつて処罪した俗論派に逆に追い詰められたことを指している。「所詮支えられ」と記しているように、周布は、「愚意」を果たすことなく、「終身之遺憾」のうちに自刃したのである。こうして「天性殺気乏敷者にては何共致方無之」というのが、最終的な自己批判であり、すなわち周布には、彼の表現するところの「殺気」が必要だったのである。

木戸の言う「其心のみを相尽し、斃て休」も、周布のいう「殺気」も、いずれも「心部是を制する不能」という客観的判断が必然化した、「有司」たちの主体的、かつ峻厳な権力への志向であったと考えられる。かくて、慶応期、討幕派長州藩においては、それ以前と同じく「形式としての親政の体制」が構築されたとは言え、木戸らの「有司」主導の性格が明瞭に表面に出てくるのである。「有司」の専制の実体が露わになるのだと思う。そして、「有司」主導が明瞭になり、木戸らが前面に出れば出るほど、実は、藩主の親政の形式が希薄となり、前述のようにもともと矛盾を持っていた「形式としての親政の体制」は、形式を喪失し、破綻を深めるのである。こうして藩体制の絶対主義化の完結は、困難を一層深めるのであり、長州藩の「有司」は、日本の有司たらざるを得ないのである。

- ① 『吉川経幹周旋記』一 四七六頁。
- ② 同右 四七四頁。
- ③ 山口県教育会編『村田清風全集』上 一九六一年 「病翁宇波言」三六八頁。
- ④ 同右 一八七頁。
- ⑤ 同右 一八七頁、一一三頁。
- ⑥ 同右 一三七―五二頁、一六七―八二頁。
- ⑦ 同右 下巻 嘉永五年六月二五日 村田次郎三郎(嫡子)宛書状 四一二頁。
- ⑧ 『海防事』同右 四四四頁。
- ⑨ 水林彪「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」二
- ⑩ 『国家学雑誌』九〇―五・六号
- ⑪ 『村田清風全集』上 一一三四頁。
- ⑫ 同右 一一四頁。
- ⑬ 『修訂防長回天史』三の上 三九二頁。
- ⑭ ただし、長州藩の代表的人物、村田にして、後述するように、天保改革時、九一石で、改革の功により、ようやく一六一石に昇進した事実が注目されるべきかも知れない。紀州藩では「三拍子」と称し、奥右筆に就いたものは、十数年のうちに六〇〇石から七〇〇石に昇ったという(水林前掲論文)。近世後期の長州藩では、同じ能吏が実権を握ったが、こういう禄高の昇進コースはなかった。
- ⑮ 『村田清風全集』上 三―四八頁、「村田清風年譜」。

- ⑮ 『修訂防長回天史』一 五九一六〇頁。
- ⑯ 『周布政之助伝』上 一一八八頁、下 一一八〇頁、「周布政之助年譜」。
- ⑰ 『松菊木戸公伝』上 一九二七年、「木戸孝九年譜」。
- ⑱ 萩郷土文化研究会『萩藩分限帳(改訂版)』一九七九年。
- ⑲ 田中彰『幕末の藩政改革』一三八頁。
- ⑳ 『修訂防長回天史』一 三三七—四二頁。
- ㉑ 注⑮に同じ。
- ㉒ 『マルクス・エンゲルス全集』一卷 大月書店 「ヘーゲル国法論批判」二八三頁。
- ㉓ 『周布政之助伝』下 文久三年二月一日 周布政之助書状 三七七頁。
- ㉔ 田中『明治維新政治史研究』青木書店 一九六五年 二二三—二九頁、芝原 前掲書 二八二—九〇頁。
- ㉕ 『東行先生遺文』一九一六年 一〇月三〇日 父宛書状 一二三頁。
- ㉖ 『周布政之助伝』下 七四七頁。
- ㉗ 絶対主義官僚の復古性は、西欧でも同じである。マルクスは「ヘーゲル国法論批判」で「中世的な意味での身分はもはや官僚制そのもの——ここでは市民的立場と政治的立場は直接に同一である——の内部にしか残らなかった」(『全集』一卷 三三〇頁)と指摘している。
- ㉘ 『木戸孝九文書』一 安政二年十一月八日 吉田松陰宛書状 二二頁。
- ㉙ 同右 安政元年 一二頁。
- ㉚ 『年度別書翰集』5 安政五年七月。
- ㉛ 『修訂防長回天史』四の上 五八頁。
- ㉜ 『吉川経幹周旋記』一 四九一頁。
- ③③ 同右 四七四—五五頁。
- ③④ 同右 四七六—七頁。
- ③⑤ 村上淳「近代法の形成」岩波書店 一九七九年 四〇頁、「ピスマルク的思考」を示す有名な成句。
- ③⑥ 前掲『史談会速記録』第二八輯 二三九、二五七頁。
- ③⑦ 『吉川経幹周旋記』一 四七四頁。
- ③⑧ フリッツ・ハルトウング「朕は国家なり」前掲『伝統社会と近代国家』所収。
- ③⑨ 『修訂防長回天史』二 三三八頁。
- ④① 同右 三の上 三八六頁。
- ④② 同右 五の上 八〇—一頁。
- ④③ 家臣宛の論書でも「有司の登用其人を得ざるに依て」、「我等(藩主個人)不徳不明」が「仰徳公(元就)其外の先靈に謝」された。同右 八三頁。
- ④④ トレルチ「啓蒙主義」内田芳明訳『ルネッサンスと宗教改革』岩波文庫 一九五九年 九六頁。
- ④⑤ 前掲 ハルトウング論文 三〇六—七頁。
- ④⑥ 同右 三一〇—一頁。
- ④⑦ 同右 三一四頁。
- ④⑧ 同右 三一六頁、ヴェルテンベルク公カール・オイゲンは、「何が祖国か、祖国とは余のことだ」と語ったという。
- ④⑨ 敬親は、藩主の父、斉元の長子である。
- ④⑩ 『木戸孝九文書』八、慶応元年五月 二三—四頁、長藩行政、軍政の改革に関する建言書。
- ⑤① 同右 二 慶応二年五月二日書状 一八四—五頁。
- ⑤② 『修訂防長回天史』五の下 三五六頁。
- ⑤③ 『木戸孝九文書』二 慶応三年二月二七日 伊藤俊輔宛 三五一

頁。

⑤③ 『東行先生遺文』 一三四頁。

⑤④ 近世の藩主の強さは、藩の社稷レベルの政治選択の余地がなかったこと、幕府が政治を独占していたことと関連があり、開港による幕府

の衰退は、藩主の上意の弱さを暴露させると考える。この点については別の機会に論じたいと思う。

⑤⑤ 注⑤②に同じ。

⑤⑥ 『周布政之助伝』下 七四五頁。

おわりに

以上、安政改革以後の長州藩の政治過程の検討によって、幕末期形成過程の絶対主義権力と、幕藩領主権力との連続の問題、および絶対主義の日本の特質の一端が明らかになったと思う。

藩体制の絶対主義化は、御前会議において、実体としての「有司」の専制、形式としての藩主の親政という独特の複合した構造を持っていたのであり、本稿は、これを「日本的な親政の体制」と呼んだ。本稿の検討によって、明治絶対主義権力にとって重要な意味を持つ有司専制や天皇の御前会議の歴史的前提として、幕末の「有司」の専制や、藩主の御前会議を考慮する必要があること、両者の連続と断絶を検討しなければならないことが、いささかなりとも明らかになったとすれば幸いである。

なお本稿では、文久二年の御前会議において、政治的賭として選択された尊攘派路線における天皇や朝廷の意味については、本稿と密接な関連を持つものの、後の課題に残したことをお断りしておきたい。

(北海道大学文学部助教 井上 〇)

Gozen-kaigi 御前会議 and *Yūshi* 有司
at the end of Edo Period

by

Katsuo Inoue

This article shows how the absolutism of *Han* 藩 system made progress, how developed the struggles for powers, the promoters and the power structure as the center of getting absolutistic in case of *Chōshū-han* 長州藩. The examination will throw light on the problem of continuity from *Bakuhantaisei* 幕藩体制 to the absolutism on the progress and the Japanese character of the absolutism.

Han system of *Chōshū-han* got absolutistic with the reform of *Han* government. The center of the reform is *Gozen-kaigi*—the assembly in front of the seigneur, which already existed. It became extensive and intensive as *Kikaku* 規格 (*Okite* 掟)—rule. The policies decided in *Gozen-kaigi* were forced to *Hanshi* 藩士 members of Han, as the will of the seigneur himself. First, in spite of the opposition of conservative subjects, the army of western style was set up.

Soon *Gozen-kaigi* came to neglect the intention of the majority of *Hanshi*. It decided policies independently and enforced them. For example, in 1862—the second year of *Bun'kyū* 文久, *Gozen-kaigi* decided the principle of *Sonnō-jōi* 尊王攘夷 against even the inner members of government. Naturally the protest was so hard that the government got into trouble. To oppress the opposition, in 1863, *Masanosuke Sufu* 周布政之助, *Takayoshi Kido* 木戸孝充, and *Shinsaku Takasugi* 高杉晋作 made essential reforms, such as the unification of the government which had been divided in Yedo and Hagi. *Gozen-kaigi* was going up to *Seijidō* 政事堂 where the seigneur was ordinarily present.

It was practical officials that performed the task. Among them some were at the post called *Yūhitsu* 右筆 (later *Seimuzayaku* 政務座役). The officials, who had been called *Yūshi* from the age of *Tempō* 天保 (1830–43) held real power in the administration of *Han*. One of the lines of *Yūshi* was from *Seifū Murata* 村田清風, the leader of the reform in age of *Tempō*, to *Sufu* and *Kido*. Each of them experienced in *Yūhitsu*

and then promoted to handle *Gozen-kaigi*, advancing the absolutism of *Han* government.

The absolutism of *Han* system had unique and complicated structure. It was formally governed by the suzerain himself but practically managed exclusively by *Yūshi*. It is regarded as the system of governance by the suzerain, which is characteristic of Japan. Up to the age of *Bunkyū* (1861-63) the formality of direct rule by the suzerain was remarkable and *Yūshi's* aocracy was back. But the protest of the opposition members betrayed the weakness of the seigneur. At the age of *Keiō* 慶応 (1865-68), substantial autocracy by *Yūshi* came to the front. It means that the formality was getting more tenuous. The absolutism of *Han* system which began with the form of direct rule by the seigneur could not but break down. On the other hand, *Yūshi* of *Chōshū-han* would be no other than *Yūshi* of Japan.

A Study to the local administration of the *Tran* 陳 dynasty in Vietnam

by

Shiro Momoki

It is said, in general, the *lo* 路 system at Vietnam went on from the *Ly* 李 dynasty age. In fact, however, the system had never functioned till early in the *Tran* dynasty age, when probably *phu* 府, *chau* 州 and so on were used as an unit of the local administration. After 1242, it seemed, the system really did, for in *An-nam chi luoc* 『安南志略』 (late the thirteenth century?) we can find *lo* as a name of the suprem district. Later, as such a system went on being accomplished, another district *tran* 鎮 appeared and, eventually, the *lo* system remained only at the *Hong Ha* 紅河 delta; while the *tran* system remained at mountainous districts and the South (from the great reformation 1397 to the end of the *Ho* 胡 dynasty). Thus however systematized the local district, the old-nonsystematic trends remained throughout the *Tran* dynasty age. Therefore it was at late the *Tran* age as early as possible, or probably at the *Le* 黎 dynasty age that the system was completed